

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 3 回海田町議会 6 月定例会（第 2 日目）

平成 1 7 年 6 月 9 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	第 27 号議案	工事請負契約の締結について（海田中央第 3 石原地区 污水管新設工事（17－1） 1 工区）……………	7 8
日程第 3	第 28 号議案	広島県市町職員退職手当組合規約の変更について……	8 0
日程第 4	第 29 号議案	広島県市町公務災害補償組合規約の変更について……	8 2
日程第 5	第 30 号議案	海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 制定について……………	8 3
日程第 6	第 31 号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 6
日程第 7	第 32 号議案	平成 17 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）……………	9 0
日程第 8	第 33 号議案	平成 17 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	9 4
日程第 9	第 34 号議案	平成 17 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）…	9 5
日程第 10	議員派遣の件	……………	9 7
	（閉 会）	……………	9 7

平成17年第3回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年6月8日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月9日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	池 乃 本 和 弘
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革推進担当)		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課	長	西 本 徹 郎
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
福 祉 課	長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー	所 長	木 原 晴 彦
環 境 セ ン タ ー	所 長	寺 田 修 康
建 設 課	長	畠 山 隆
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博
上 下 水 道 部	次 長	新 浜 憲 治

下水道課主幹 野間宏紀

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長                      園 山                      純

主 幹 濱 吉 計 守

主 事 中 村 修 介

日程第1 一般質問

日程第3 第28号議案 広島県市町職員退職手当組合理約の変更について

日程第4 第29号議案 広島県市町公務災害補償組合規約の変更について

日程第 6 第31号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第32号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第 8 第33号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 第34号議案 平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議員派遣の件

~~~~~○~~~~~

午前9時00分 開議

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第１、昨日に引続き一般質問を続行いたします。

13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田でございます。まず、町長付理事の採用についてお尋ねいたします。この町長付理事の採用に至った経緯を求めるものでございます。例えばどの条例、あるいはまた規則、細則、規定等、これに従って採用したものか、その説明を求めます。

あわせて、町長就任以来、臨時職員はどの程度採用されたのか、お尋ねするものでございます。

次に、環境センターについてでございますが、環境センターの資源ごみのプレス場の用地の借地契約が既に10年前に切れておるというふうに聞いておりますが、その辺はどうなっておるのか、尋ねてみます。

あわせて、この作業場より低周波騒音が出ておるということで、近所の人が大変迷惑をしておるようでございます。この対応をどのように考えるか、また、その低周波騒音について町長はどのように承知しておるのか、尋ねるものであります。

次に、旧焼却炉の跡でございますが、現在、放置状態になっておるわけですが、これを解体撤去し、ここにいわゆる資源ごみの集積あるいはプレス加工場を設置してはどうかというふうに提案するものでありますが、以上について町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もひとつよろしく願いいたします。

それでは、前田議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

理事の採用の経緯についてでございますが、昨年10月から助役が不在の中で、国・県あるいはJRなどの対外的な交渉や、各部の施策の調整や、内部事務決裁が山積しております。また、今後、行政改革大綱に基づき、財政の健全化や総合基本計画の見直しなど、行財政改革を着実に進め、町単独での確かな行政運営を見据えた場合、町長の意向を十分踏まえ、補佐役として各部局を束ね、町行政に精通した者の助役がぜひとも必要であると考えております。しかしながら、結果として助役不在の中で、先ほど申し上げたような行政諸課題への対応を考えますと、私の意向を踏まえ、各部局を束ねていく職がどうしても必要であることから、理事職を設けたものでございます。

次に、職員の採用の件でございますが、平成16年1月1日付で安芸郡町税等滞納整理組合解散に伴い事務職員1名、平成16年4月1日付で保育士2名と事務職1名、平成17年4月1日付で保健師1名、以上の5名でございます。臨時職員につきましては、15年度では出産・育児休業の代員に3名、16年度では職員の中途退職補充1名、死亡退職の補充1名、障害児童受け入れに伴う介助員1名、育児休業代員3名の計6名、平成17年度人事異動に伴う欠員補充4名、育児休業代員1名、障害児対応の介助員1名の計6名でございます。

続きまして、環境センターについてのご質問でございますが、まず、1点目の資源物処理施設用地の借用期限は平成20年3月31日までとなっています。

2点目の休止中の焼却施設でございますが、安芸クリーンセンターが本格稼働しました平成14年12月から休止しておりますが、解体費用だけで約4億円かかります。跡地利用につきましては、資源物の処理センターとして利用したいと考えておりますが、国の補助金等もない状況です。今後、町の財政状況を勘案しながら対応を考えていきたいと思っております。

3点目の資源物処理施設からの騒音苦情についてでございますが、処理段階で発生する騒音の原因といたしましては、缶、ペットボトルの減容や、瓶の破碎などによる作業音や機械音によるものです。このうち特に瓶の破碎につきましては改善してほしい旨の申し出を受けておりましたので、引き取り業者と調整し、本年4月からは破碎しないで引き渡すように改善を図ってまいりました。以上です。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、町長付理事でございますが、採用ということで、ぜひ必要な人物である、このように理解したわけですが、3月31日で退職を申し出ておられるわけですね。言いかえれば、町の仕事をやめたというか、嫌いになったというか、やる気がなくなったというか、ということではないかと、このように解釈しますが、それだけ必要な人間ならば、なぜそこで慰留されなかったのか、これについてお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この考え方につきましては慰留もあったんです。私の方から助役をお願いするという旨を本人に伝えて、そうしたら、一応区切りとして退職をして改めてお願いをするということにしました。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）私からお願いしたということになりますと、当然退職ということになりますと勧奨扱いになっておるんじゃないか、こういうように懸念するわけです。その辺について。勧奨扱い、要するに早く、いろいろそういう問題があつて、普通の自主退職じゃなくして、あなたから、こういうことでやめてくれと、こういうふうにされたのか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は勧奨扱いじゃないと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それで、これは町長ご存じのように、助役権限を与える、こういうふうになっておるわけですが、この採用に至った経緯は今言われた、ぜひ必要だと、これだけの理由なんですけれども、ここでまず、採用された、いわゆる一般職とか、そういう採用の雇用契約というやつ、これがあると思うんですが、雇用の形態といいますか、それはどうなるんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）助役の権限を与えるということなんです、この理事職を設けるということは、海田町の職員の設置に係る規則により、本町とか出先機関に置く職を定めておりますというようにあるんですが、この規則は、第5条におきまして特別職または臨時の職を置くことができる規定がありますので、起案決裁を経て理事職を設けたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）職員の規定云々ということですが、今はっきり聞き取れておらんわけですが、採用がいわゆる一般職で採用しておるわけでしょう。特別職では採用できないんですから、それを聞きたいんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）もちろん職員の場合は一般職で採用しておりますが、そのために改めて助役に選任したいということから、私の意向でそういう措置をとらせていただきました。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そこで、一般職で採用した者が助役扱いになるのかどうか、ここなんです。この辺を聞きたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それでは、そういう規定等につきまして、総務の方から答弁させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）一般職で採用した者に特別職的な権限を与えられるかどうかというご質問でございますが、当然一般職で採用しておる職員ではございますが、町長の権限に属する者を各所属の職員にどういう権限を与えるかについては、町長の権限の範囲内で町長が決断されたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということは、適当にやっていいんだよ、こういうふう聞こえるわけですが、そうすると、改めて助役の選任同意とかというような議案は提出する必要はなくなるわけじゃないですか。要するに、勝手に町長の権限で全部できるんじゃないですか。

それとあわせて、さっき職の何とかというのがあったわけですが、その条例か規定か知りませんが、その法の題といいますか、それをお聞きします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、職の設置に関する規則の中で、これは平成12年に規則として定められたものでございますが、その中の第5条、特別または臨時の職ということで、一般的に職の設置として部長、それから課長、職員等の職を定めておりますが、そのほかにも臨時・特別の職として定めることができることとした規定でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）職の設置に関する規定ということで、5条にあるんだと。助役もできれば、あれもできるんじゃない、教育長もできるんじゃない、町長が勝手に任命できるんじゃないということになれば、議案としてなぜ今まで、例えばあれは4月5日ですか、出せるのか、出す必要があったのか、その辺の説明を願いたい。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）今回の理事職につきましては、今、総務課長が申しあげましたような、部を束ねるということですが、本来、助役という、地方自治法に言われている助役というものの位置づけとはやはり開きがございます。先ほど申しあげましたように、特別職と一般職の違い、それから対外的な問題等々、権限としては助役的なものがありますが、その開きはございます。それから、今後につきましては町長が申しあげるとは思いますが、あくまでもこれも臨時的な措置として考えているものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）いずれにしても、助役権限を与えておるということは、言いかえれば、助役じゃないですか。そうじゃないんですか。助役権限を持っておるということは、助役の職をとということだから、海田町事務処理決裁規定別表第 1 項に掲げる共通職務権限の助役が専決する事項を付与する、こうなっておるんです。助役じゃないですか。できないと言うておいて、助役をやらすんじゃないですか。どういうことなんですか。もう 1 回説明してください。明確な答弁を願いたい。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）助役はあくまでも特別職の職員として整理されておりますし、理事につきましては一般職でございます。特別職と一般職の違いについてでございますが、一般的には 2 つの点が挙げられております。まず 1 点目につきましては、成績主義の適用があるかどうか、任用に当たって議会の議決を経た上で任用される職と、一般職のように成績をもとに任用される職というふうに、1 点目として区別されております。2 点目といたしましては、終身職としての性格が挙げられております。これは、一般職につきましては一定の定年制が設けられておりますし、特別職につきましては議会の同意を得た上で任期を定めてということでございますので、このように身分的には違いがございます。その中で、先ほど総務部長が申しましたように、今後の行政運営を踏まえた上で、助役をどうしても選任していただきたいことがございましたので、ただ、各部を束ねていく職員は今後とも必要であるということから、助役不在の中で理事にそういう権限を持たせたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）わかりやすく言うと、助役にしたんだと、こういうことなんだよね。名目は助役なんだ。職務はすべて助役の専決する職権を与える、こうなっておるんだから、助役を勝手につくったと。町長、こういうことになるんじゃないですか。それで、再任用何とかというようなあれで、定年で、特に技術と技能と特別の仕事がある人については再任用 1 年間、または再任用して最高 3 年までは認めますよと、こういうのはわかる。特別の何があるんな、特別の。特別の技能はどういうものを持っておるのか。先ほども言いましたように、一たんは、どうであろうと、自主退職でやめますということなんです。勧奨扱いではない。本人からやめますと、こう言うておる。それを町長は認めておるわけよ。それを今さらまた勝手に町長権限で、助役が選任する事項を付与するとは助役そのものじゃないですか。総務課長、あんたはいいかげんなことを言うておるが、

助役以外の何物でもないじゃないですか。あんたは助役でないと見ておるのか、どういうふうに見ておるの。もう1回その明確な答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）正式には助役でないことをはっきり理事職として位置づけております。しかしながら、仕事の内容につきましては、私の補佐役として、助役に代わる理事職としての使命を果たしていただく、こういうふうを考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）助役でないことは当たり前じゃないですか。助役じゃったら大ごとじゃないの。そういうことは今さら言わんでもわかっておるが、助役の権限を与えておるといふところに問題がある、こういうふうに言うておる。そこで、まず先ほど、本人、町長付理事、あんたも言うておるが、経費の節減じゃと、桑原議員の答弁に際してこういうことを言うておる。ちょっと忘れたけれども、経費の節減等に努めるため何とかというようなことを言うておるんですね。これは給料はどうなっておるんですか。何ぼじゃとは言いませんが、わざわざ部長をやめさせて、部長報酬よりもようけ払う。給料じゃない、ここは報酬じゃないの。今度は報酬になっておるんかもわからん。この辺がちょっとおかしいんじゃないか。そこまで経費の節減なら、部長のままでできたんじゃないか。序列に書いておるじゃないですか、職員の職務の権限ね。町長がおらんときは助役がやりますよ、助役がおらんときには総務部長がやりますよと。これははっきり明記しておるじゃないですか。それをわざわざやめさせて、部長以上の給料を払うておる。これが経費節減につながるんですか。そして、別の部長をつくって、もう1人部長が増えたんじゃないですか。言いかえれば、部長が2人になった。総務部長が2人おったって同じことじゃないですか。しかも、給料は総務部長よりもいい給料を払っておる。何ぼとは言わんが、給料は上がっておるんでしょう。その辺も含めて答弁を。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）理事の給料は退職時の給料と全く同じでございます。一つも上がっておりません。そして、今、スリムになる関係に全然関係ないんじゃないかと言うが、皆さんご承知のように、昨年から私の就任以来、助役、収入役は持っておりませんし、収入役も一切設けておりません。助役も県から3人ほど続けて来ていただきました。そして、昨年10月ですか、県の方へ帰られて以来、助役も全然空席でございます。私自身も生身の人間でございます。1人で何もかもやるのは、人間には限界がある。そういう意味で、

理事職としてお願いしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）生身で大変だから助役が要る。過去、県から3人連れてきた。これは仕事が違うじゃないですか。別の仕事だったわけでしょう。いわゆる合併問題云々ということで。今度の助役は、議会がだめだということで4月5日に否決しておるんですよね、その本人を。4月7日の中国新聞に書いておるんですよ、助役同意案件否決と。その人間に助役権限を付与する。これは助役じゃありませんよ、特別職と一般職と違いますよと。一般職に助役権限を与えるところが問題じゃないですか。その辺をもう1回含めて言うてください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）役場でもこれだけ行財政改革を含め、多岐にわたるいろんな諸問題に対して対応するためにはかなりのスタッフが必要なんです。そのためにもぜひ助役という職を持って、収入役は一応欠員のままでやっていきたい。そういうことでかなりスリムな形でやっておるというように理解いただきたいと思います。そしてまた、一般の企業におきましても社長だけで物ができるものでもありませんし、例えば専務とか常務とか、スタッフをそろえて初めて協力をしてやっていくのが町でも全く同じだと、そういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）いわゆる独断で好き放題やりますよと、そのように聞こえるわけです。その考えをここにも書いてあるんです。短期間の理事制度が予測されるため、職の設置や職務権限については起案決裁により処理をする。勝手につくって勝手にやりますよと、こういうことを言うておるんですね。わしの権限で好き放題やります、こういうことを言うておるんですね。規約、規則の改正はやらない、こういうことなんです。勝手に起案して勝手に決裁しますよと、こういうことなんです。これはどういうことなんですか。議会を軽視しておるのか、議会を無視しておるのか、どういうことなんですか。好き放題やるということですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）勝手に何でもしておるつもりはございませんし、一応規約とか町のいろんな規則に沿って私はやっておるつもりでございます。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）何かわけのわからんようなことばかり言うておるから、言う方もわからんようになってくるが、助役でないと言うておいて、助役の権限を与えて。起案決裁はそこでやりますよと言うておいて、独断じゃない、好き放題じゃないと。全く言うておることと説明が私はわからんようになってしもうて。もうちょっとしっかりした答弁もせにゃいけんかもわからんが、総務部長、総務課長、2 人が一生懸命弁護しておるんじゃけれども、もうちょっと、先ほども言うたような、どの条例の規定で、どの規定の何条に従うて、どういうことでやったのかというのをもう 1 回最初から説明し直してください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）理事職の設置につきましては、海田町職員の職の設置に関する規則の第 5 条を適用して設けたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）その職の設置というのは、これは正確に言うたら、ここに書いておるが、海田町職員の職の設置に関する規則、こういうことになっておるんですな。そういうことは正確に言うてくれにゃ困る。その中の 5 条、どういうことを書いておるかというのと、「前 2 条に定める者のほか」、これは 3 条、4 条のことを言うておるんじやろうと思うが、「必要があるときは別に定めることにより特別または臨時の職を置くことができる」と、こういうことなんやね。だから、これは町長に非常にいいようになって、権限も好き放題与えて、先ほど言うた、答弁が返っておらんじゃけれども、助役を否決された人間に助役権限を与えておる。職の設置で勝手に特別または臨時に職を置けると。議会がその人物はだめだと言うておるのにもかかわらずその権限を与えておるということは、全く議会無視なのか、先ほども言いました、町長の独断、議会を、町政を私物化しておることにつながるんじゃないか、このようにも思うが、その辺を含めてもう 1 回。わずか最後の文字で言えば、特別または臨時の職を置くことができるじゃな。逆な言い方をすれば、できないんですよ。できることもあるが、これもやっぱりどこかの何かがあるんじゃないか。好き放題でできるんか。置くことができるが、フリーじゃないですよと、こういうふうに法律解釈が当然あると思うんですけれども、その辺も含めてお願いしたい。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）ただいまの海田町職員の職の設置に関する規則に関するご質問でござ

いますが、この規定は、今回理事を設けるためにこういう規定になっておるものではなくて、最初からこういう規定がございました。それで、この規定については、組織の弾力性を持たせるという観点から、その時々が必要に応じていろんな職を設けることができるようにした方が、より効率的な運用が図れることが見込まれるということから、こういう規定が設けられたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）先ほども言いましたが、序列があつて、総務部長でもできますよということもここにもまた職のあれで書いておるでしょう。わかつておるんじゃない。代理は、助役の代行は総務部長でもできるんじゃない、町長ね。町長がおらにや助役が、町長も助役もおらにや総務部長が全部やるようになっておるんですよ。はっきり書いておるじゃないですか。その者をわざわざやめさせて、もう1人総務部長をつくって、高い給料の。これは、職を何級職の何号で採用しておるのか、それをお願いしたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁もしましたが、わざわざやめさせたんじゃないんです。私もからお願いして、一応区切りをつけてもらって、改めて助役に選任するからお願いしたわけでございますので、わざわざやめさせたという理解にはなっておりません。それから、退職時の給料でございますが、7級の20号職でございますが、5月1日の採用につきましては、そのまま7級の20号職で採用いたしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そうすると、正確な数字はわからんが、ざっと四十五、六万ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、これが経費の節減やらスリム化にはつながらんと思うけれども、わざわざやめさせたんじゃない、わしの方の都合で1つの整理の区切りなんだと、こういうことなんだけれども、その区切りが、その人物は議会がだめだと、こういうふうに言うたわけですね。この辺の議会との関係は町長はどのように認識しておられるんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先般の4月初めの初議会のときにもあったんですが、私としたら選任同意を出したわけですが、1つも議論も審議も余りなしに、我々から考えてみたら、無記名投票という、思いもよらぬような投票の結果でこういうふうになった、こういうふうを考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それじゃ、その後の7日の新聞で、議会に説明が足らなかったと、こういうことを言うておるわけね。さきの教育長問題でもそういうことなんですよね。何の説明もないわけですね。要するに議会を無視しておるんですね。だから、そういうことが起きてくるんですよね。だから、何を議会のばか者どもと、こういうようなことでやっておるから、そういうことが起きるんじゃないかと思うんじやが。メモが1つどこへ行ったか、わからんようになったんじやけれども、ちょっと待ってください。

次、出てくるまでにあれじゃけれども、今の焼却炉の方にかかりますが、まず、低周波の問題で、承知しておると。期限は平成20年まで。ということは、これは何年か、10年契約とか5年契約で更新したということになるんだろと思うんですが、解体費が約4億ぐらいかかる、こういうことじゃったんですが、今、実際は熊野町でも約2億ちょっとでやっておるはずなんです。以前は6億とか7億かかるということになっていたんですが、そこらを含めてもう1回あの辺の整理、要らんところは、先ほど来言うておる経費の節減云々を含めて、要らん借地を借りておく必要はないんじゃないか。片方で遊休地があるわけですから、そこらを含めてどのようにしていくのか、もう1回その整備方針を。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）焼却場のことは、皆さんご承知のように、クリーンセンターが坂にできて、それによって稼働して、今日、異常のないように、ダイオキシンの問題も解消されておると私は思っております。そのときに、先ほども答弁いたしましたように、借地の契約期限がございます。そういうことを含めて平成20年3月31日に一応返すという約束をしております。そのときにおいて、今の状態では、例えば焼却炉の、今、熊野の焼却炉が解体したというので、やっぱり海田町は海田町のかなり大きなものでございますので、現在それに対する補助金もありませんので、とても4億円もかけて解体する費用もなかなか捻出できないと思っております。20年これを払うときには、そのころまでにはかなりの結果が出せる、こういうふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）もとへ戻りますが、ただ単に職の採用何とかということでこうするんじやったらあれですが、本来はそういう特別の権限を与える職につかせるわけだから、あるいは規定とかそういうものをつくって町民に告示をやるべきじゃないかと。それが真

っ当な道じゃないかというふうに思うんですが、その辺の認識は町長はどのように考えていますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）理事職というのは過去にも、平成9年ごろにも退職された方の理事職というのを設けた経緯もあります。そういうことも含めて、現在当面する課題、行財政改革を含め、スリムな単独町政を図っていくことに対して必ず必要だということから、私ははっきり、議会を軽視した意味は一切ございませんので、このことをご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）もちろん議会を軽視してもろうたら困るんじゃないけれども、過去の理事は合併問題の資料作成という特別の、先ほども言いました条例の中の再任用の規定の中のそれを利用しておられるんですよね。2年ぐらいおられましたか。あとの1年は1週間に2日か3日ぐらいじゃったと認識しておるんですがね。今回の場合は当分の間ということになっておるんですよね。全くこれは不明朗な書き方なんです。設置する期間は助役の就任まで。とにかくわかりやすく言えば、わしがおるうちはいつまでも置いてやるわいと、そういうことになっておるんですね。その辺の考え方はどうなっておるんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども何遍も申しますように、厳しい行財政改革の中で海田町が生き残るための大きな施策、たくさんの課題を抱えておる。昨日から一般質問に対しましてもいろんなことが、当面する課題がたくさんございます。そうした中で、先ほど申しましたように、私1人がいろんな、助役のことも収入役のこともとても耐えられないということも考えて、もし何かあったときの責任はだれがとるのかということも含めて、私はそういう選任の方法を考えたのでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）先に、それじゃ、また理事の問題じゃが、何か最初からそういうことで、おまえは助役にしてやるからというようなことにも聞こえるわけね。そういうことがあって1つの区切りをつけたと。要するに、助役の選任同意に通ることを前提条件に物事を始めておる、こういうふうに理解もできるわけですね。だから、それを含めてやったことなんです。だから、当時の総務部長と2人が特別の取引をやっている。そういうこ

とですね、わかりやすく言うと。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）特別の取引という解釈ではございません。私は正々とその理解を求めるように話をしましてお願いしたわけでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）もう一つ二つでやめます。同じことの繰り返しみたいになるのでね、ここから先は。もう一つ、それじゃ、法的に町の職の設置に関する規定で特別に問題はない、こういうふうにあったとしても、一たん退職という形をとったということについては、常識的にというか、道義的にどういうふうを考えるのか。それは何の考えもない、節度も何も考えないよ、あるべきことじゃ、常識のことじゃというふうに認識しておるんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）他の市町村でもいろんな経緯がございます。例えば遠くの方から、昨日、斎木議員からの提案があったように、公募したらどうかという問題とか、他の地方から助役を選任したらどうかということはあるんですが、私はそういうことは1つもございませんので、ただ海田町のためを思って選任した、そういうふうに理解いただきたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）最後にはお願いみたいになって、一般質問でお願いするようなばかなことはするなというのが私の持論なんです、やっぱりこういうことは議会に事前に相談すべきじゃと思うんです。それをやらずに町長独断で、先ほど来、今も言いましたように、裏取引みたいなことをしておいて、議会のばか者どもが、そんなもん全部通るよと、こんなようなことをやっておるから、そういう大変な事態が起きるんだよね。当然町長付理事、本人も議会を軽視、ばかにしておるから、そういうことが起きるんだよね。そこらは本人はどのように理解しておるのかというて聞くのは酷じゃろうが、町長、どう思うんか、そこらは。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）再度申し上げますが、議会軽視は一つもしておりませんし、正々堂々と私は町のためにこういう提案をしたというふうに理解しております。

○議長（原田）前田議員。

○ 1 3 番（前田）今後はそういうことについて議会に事前に、中国新聞の 4 月 7 日にも書いておるように、議会に対して説明すると言うておるんだから、今後こういうようなことについては事前に説明するのか、せんのかと、こう言うておるんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）その事案によっては説明をさせてもらってお願いするというふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○ 1 3 番（前田）終わりますが、これは要望です。職権の乱用みたいなことは、今のような誤解を招くような、ひきょうなことをやったらまずいと思うんです。今後はここらを十分留意して当たっていただきたい、このようにお願いして、終わります。

○議長（原田）次へ参ります。2 番、三宅議員。

○ 2 番（三宅）2 番、三宅です。3 つほど質問いたしますので、よろしくお願いします。

昨日来出ておりますけれども、私なりに思いがありますので、再度質問いたします。

まず 1 点目、駅南口地区まちづくりについて。このたび、町においては海田市駅南口土地区画整理事業について、整備予定区域 5.8 ヘクタールのうち、J R 敷地などがある東側の区域 2 ヘクタールを先行して整備する方針をこの 2 月の町議会定例会で表明されました。また、3 月 10 日の関係権利者への説明会でもこの旨が表明されました。そこで、尋ねます。

第 1 点目、都市計画決定から 13 年、事業計画決定から 4 年、これだけ待って、さらに整備手法検討、あるいは調整期間で 1 年、事務手続き期間で 1 年、2 年間ものんびりもう待てない。西地区の事業計画決定、法の網は早急に外してやり、自由にさせてやるのが行政の道ではないのか。

2 点目、現事業計画に代わるものとして、東地区の 2 ヘクタールの区域について新しく事業計画を策定するということだが、どのような図面が考えられるのか。例えば区画道路、都市計画道路、公園とかそのほかであります。

3 点目、2 ヘクタールは区画整理事業の最低基準であり、この広さで事業を行った場合の事業費はおおよそどれぐらいになるのか。また、減歩率はどうか。また、その費用対効果はどうか。

4 点目、東区の関係権利者である J R 西日本、千葉倉庫の意向はどうか。少しは交渉をしているのでしょうか。

5 点目、今までに西地区で取得した事業用地にかかわる国及び県の補助金は、今までの額ですが、どれぐらいになるのか。また、この補助金の扱いはこれからどうなるのか。

6 点目、既に国・県など関係機関との協議が始まっておりますが、交渉はスムーズにいつているのかどうか。また、うまくいかなかったときはどうするのか。

大きな 2 つ目、行政改革について。平成 16 年 8 月 22 日の広島市との合併住民投票で、町民は圧倒的大差で合併反対の民意をあらわしました。これからは頼るものもなく、ひたすら自主自立の道を歩むほか、すべはありません。海田町を死なすも生かすも、この行革にすべてがかかっていると言っても過言ではありません。既に行革スケジュールが出ております。そこで、尋ねます。

第 1 点目、行革大綱並びに行革実施計画書の策定作業は推進本部あるいは幹事会でっておりますけれども、今までどのように煮詰めてきたのか。

2 点目、そのほかの項目として、財政健全化計画並びに第 3 次総合基本計画（後期計画）の策定作業は本部あるいは幹事会でどのように煮詰めてきたのか。

3 点目、指定管理者制度もありますけれども、指定管理者制度については既に運用指針（案）が出ています。町の公の施設、出先が 35 カ所ありますが、すべてを対象として検討していくのかどうか。

4 点目、そのほか、権限移譲事務あるいは大きな行政評価制度の取り扱いはどうのようにしていくのですか。

5 つ目、活性化委員会は生い立ちが違うように思います。速やかに行政改革推進委員会と名称を変更して、公募を 7 名ぐらい入れて 15 人ぐらいの体制で臨むべきと考えますが、いかがでしょうか。

6 点目、行政改革推進体制を速やかに、町民、議会、行政の協働による取り組みという形にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

大きな 3 つ目に行きます。自治会について。海田町の自治会は、町内 47 の町・字ごとに住民の自主組織として自治会が結成され、各自治会ごとに様々な活動を展開しています。この会はあくまでも地域住民の自主組織であり、行政とは直接の関係を持つものではありません。また、時代の流れの中で、相互扶助を前提とした町内会あるいは自治会などの地域コミュニティーでは、個々の家庭が相互不干渉を前提に共同生活を営む場になりつつあり、地域活動に関心を持たない地域住民も多くなっています。現在、自治会では活動を運営していく中で難題を抱えております。そこで、尋ねます。

第1点、最近、自治会役員になり手がなく、役員の選考が難航しております。私は、町の発行する各種印刷物の配布とか募金の取りまとめなど、行政事務の一部を受託することも影響していると考えたりします。また、それが結果として自治会の自主活動を制限しているとも考えますが、いかがでしょうか。

2点目、自治会が自主企画の自主活動をすれば、今もっとやる気や活気が出ると思うが、一度町と自治会連合会合同で自治会の活性化あるいはあり方について話し合ってみたらどうかと思います。また、フォーラムのようなもの、私の案ですけれども、フォーラム「徹底討論ーまちおこし・よみがえれ自治会」など、このようなものを開催してみたいかがかと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点、細かい項目も含めて、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、まず、駅南口地区まちづくりについての質問でございますが、1点目の海田市駅南口区画整理事業地内の早期の建築制限解除につきましては、東地区の先行整備に伴う計画決定の変更及び事業計画の変更を行うことを国・県と協議し、変更することとしております。これに伴い、西地区においても道路、公園等の計画決定の変更が生じます。これらの変更に伴う手続きはできるだけ早く行うこととしております。

次に、2点目の東地区の事業施設概要につきましては、駅前広場やそれにつながる進入路及び区画街路が必要と考えております。国・県及び関係者と協議しながら計画を策定したいと考えております。

3点目の東地区の事業費、減歩率及び費用対効果については、事業費は現計画に対し少なくなることを見込んでいます。また、減歩率でございますが、現段階では国・県と協議中であり、お示しすることはできません。また、費用対効果でございますが、その検証は通常道路整備事業において行われますが、東地区内の整備すべき道路に関して検証の結果、費用に対して2倍の効果があると予想されております。

4点目の東地区の権利関係者の意向及び交渉状況についてでございますが、現在、双方ともお会いしまして、今後の事業協力や計画策定の依頼をしているところであります。

5点目の南口区画整理事業で取得した事業用地に係る国費額及び県負担金額については、国費約6,000万円、県費約3,000万円受け入れています。補助金等の取り扱いにつきましては現在、県と協議している中で検討していくこととしております。

6点目の国・県等との協議の交渉状況及び不調になったときの対応でございますが、現在、県と協議を開始したところで、県においては方針及び方向について取りまとめておられます。今後とも町の意向に沿っていただくよう鋭意努力する所存であります。

続きまして、行政改革についてのご質問でございますが、まず、1点目につきまして、は、昨年11月に行政改革推進本部を立ち上げ、続いて今後の行政改革推進スケジュール協議のため第1回本部会を開いて以来、今年4月の大綱案協議までに本部会を3回、幹事会を2回開いております。その間、活性化委員会において2度の意見をいただいております。

次に、2点目の財政健全化計画及び第3次総合基本計画につきましては、財政健全化計画並びに行政改革実施計画は、6月中の策定に向けて現在、各課の調整を実施しているところですので、今のところ、特に本部会、幹事会における協議は行っておりません。また、第3次総合基本計画につきましても、各々の計画と整合を図りながら、9月ごろの策定を目安に取り組んでいるところでございますが、国の三位一体の改革や県からの権限移譲の動向によっては若干時期がずれ込む可能性があるものと考えております。

次に、3点目の指定管理者制度につきましては、行政改革の一環として公の施設の指定管理者制度の導入に向けた準備を進めております。この制度の目的、趣旨に沿った導入の適否についての検討は、35施設すべてを検討対象とし、検討いたしました。その結果、導入効果の期待できない施設もありますので、当面、実施計画期間中の導入につきましては8施設の導入を予定しております。

4点目の広島県の分権改革推進計画に基づく権限移譲事務につきましては先月、県との調整会議を実施したところで、その中で今後の推進スケジュールとして、まず、早急に県と町との事務移譲具体化協議会を設置し、10月ごろから移譲のための具体化プログラムを作成していくということでございます。また、行政評価制度についてでございますが、現在取り組んでおります実施計画、財政健全化計画の策定が急務となっておりますので、これらの策定後に、導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の活性化委員会の名称変更に関する質問でございますが、活性化委員会においてはこれまでに行政改革への取り組みについて活発な議論と貴重なご意見をいただいております。今後も引き続き活性化委員会での審議をお願いしてまいりたいと考えております。また、公募委員につきましては、女性委員を含めて5名の新たな委員の加入を予定しております。

6 点目の行政改革推進体制についてのご質問でございますが、行政改革大綱でも「コラボレーション改革」とサブタイトルをつけていますとおり、これらのまちづくりは住民、行政、議会等の協働による取り組みが不可欠でございます。しかし、本町は今、改革に取り組み始めたところです。先進地の志木市でもそうであったように、協働の体制づくりに至るまでには相当の時間を要しております。本町の場合、もう少し時間をいただき、行革の推進体制も含めて、協働の取り組みについて検討してまいりたいと思います。

続きまして、自治会についての質問でございますが、自治会役員の人選が難航していることについて、町をはじめ、関係団体からのお願い事が多いこともあるかとは思いますが、自治会の自主活動を制限しているとは考えておりません。自治会の話し合いの中で役割を分担していただくなど、会長をはじめ、特定の人に負担がかからないようにしていただければと思っております。

2 点目の自治会のあり方や活性化につきましては、町主導ではなく、まず自治会あるいは自治会連合会において協議される問題であるのではないかと思います。町といたしましても、十分協力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）三宅議員。

○2 番（三宅）再質問をさせていただきます。非常にたくさんありますので、まず、1 点目の駅南口地区のまちづくりについて、小さい2 項目めのところからいきたいと思うんですけども、東地区でこれができているのがありますけれども、5.8ヘクタールでこういう道路とか公園とか駅広とかをつくったんですけども、東地区の2ヘクタールでこれをレイアウトするようになれば、ほとんど何もとれにくいというか、2ヘクタールというのは非常に狭い面積で、ここにあります都市計画道路、区画道路、歩行者専用道路とか街区公園とかが非常にとりにくい。建物を再開発のような感じにしたら終わりのような感じでもあろうと思うんですけども、ある程度これからだとも思うんですけども、まず2 番のところの、どのような図面か、もうちょっと具体的にということをお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現時点で姿を描いているわけではございませんけれども、いわゆる駅広取付けの進入路等についてはその2ヘクの中に入れ込みたいという思いがあります。以上です。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）実際に区画道路が、ピンクの道路がH状にできておるんですけれども、このような細々というか、道路は難しいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のように、区画道路については関係地権者等の話し合いの中で決まってくる道路ですから、現時点においてはそういうH型の区画道路というものは考えておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、3番目に行ってみたいと思うんですけれども、減歩率。先日、呉に行きまして、呉が今、駅の海側が非常にきれいによくなってきて、ちょうど面積的にも海田町と同じような感じだと見受けたので、行って市役所で話を聞いて、現地を見てきたんですけれども、減歩率が十五、六%で、5.8ヘクタールでいいということで非常にあれしてきたんですけれども、この2つのあれになると、2つの地権者で面倒を見たりということで、極端に言えば、30とか40とか、かなり減歩率が上がってくるというような気もするんですけれども、その辺は、減歩率が極端に30とか40ぐらいにもしなったら、呉が実際にそうなおったんですけれども、なったりすれば、また地権者の受けとめ方も違ってくると思うんです。

それから、費用対効果が、2ヘクタールというのは最低基準と聞いていますけれども、2倍の効果、2倍どころかもっと大きな、反対側が機運が盛り上がってできればまたあれなんだろうが、2倍の効果というのはかなりの効果なんだろう。減歩率と2倍の効果の度合というのか、それをもう一度。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、具体的なものがございません。その中で減歩率等の数値については今現在は答えられないという状況です。

それと、費用対効果の2倍というのは、BバイC、費用に対してどれだけの効果があるかということなんですけれども、投資した額に対しての2倍のいわゆる事業効果が出てくるということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それと、ここでもう一つ、費用的なもの、90億という費用で来ていたんで

すけれども、大ざっぱにも、20億か30億か、その辺ははっきりまだわからないですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）具体的な数字については現在申し上げられませんが、相当量下がってくるということだけは確実にわかっております。済みませんが、数字についてはご勘弁をお願いしたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、4番目のところに行きますけれども、昨日もありましたけれども、東地区は2人の地権者ということで、書いておりますように、千葉倉庫の方の千葉社長は3月10日に一番前に出席されておりましたので、意欲は満々だろうと思うんですが、もう一つの千葉倉庫以上に広いJRですね。事故とかいろいろあって、それから駅のバリアフリーの絡みもあるんですが、JRの交渉というか、意向はどうなんですか。そこがちょっと心配なんです。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）JRにつきましても、この事業について非常に前向きでございます。とにかく早くそういう事業を進めていただきたいという希望を伺っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、東地区で話が進んでいけば、千葉倉庫あるいはJRさんの方で、どちらも気が前向きなということは、こちらからすればどんどん進んでいくということですね、話が進んでいけば。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）関係地権者について、今言ったお話の中で非常に前向きだということです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、5点目に行きますけれども、今までに補助金、今、国で6,000万、県で3,000万ということで、平成4年に都市計画決定、平成13年に事業計画決定ですね。それで、平成4年に都市計画決定をして、一度、事業計画決定までに時間がかかるからということで、国の方で問題が起こったんですね。結局中止とかどうのこうのに、それに一回かかったわけですよ。その上で平成13年に事業計画を決定して、それで今こういうあれになっておるんですが、国ないし県としてはやっぱり不快感というか、あって当然だと思うんです。6,000万と3,000万、結構な額なんですけれども、どういう扱

いになりますか、もう一度。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今、国・県と協議をしている中で、はっきりとしたいわゆる回答というか、返事はまだいただいておりません。しかしながら、その事業費を有効に利用できる方法等を今、国・県と話をしております。その中で、はっきり言えば、事業費の返還とかそういうことがないように努力していきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）国の方も大変、県の方も大変ということで、ないようにということなんです。それが、海田町は少し戻してくれというようなことになった場合はどうするんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現時点ではまだそういう詳細な協議に入っていない状況でございますので、今、回答を求めるということは難しいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）6点目ですけれども、交渉をしているということで、話を聞いていたり、町長も努力されているということを聞いておりますけれども、始まったばかりで、秋口ぐらいに協議を進めていきたいというようなんですけれども、やっぱりどうするかというか、まだ県ぐらいで話をいろんなことをしている段階なんですかね。私たちは3月10日に聞いて、説明会が結局、今までを見ても、1度ないし2度ないしで毎年しゃんしゃんなんです。たびごとの細かいというのはないんです。私たちの思いからしたら、2年ですから、平成15年度という状態で、ここへ来てから。待つて待つて待つてということなので、だから、きめ細かく連絡、ないしニュースを流す、ないし交渉をしているならしているでいいと思うんですけれども、その実態も報告して、大体年に2回とか3回とか、それぐらいで次へ行ってしまうんです。何の活動もない審議委員会だって開くこともないということですから。今、交渉中なんですから、もう少しどういう交渉中かというのも多少は。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、昨日も桑原議員のところでもいろいろ論議をいただいたわけですが、国・県に対して補助金の問題も含めて、先月も全国の区画整理大会があって、私も上京しまして、この時点でいろんな課長さんとか専務理事さんとかと話し

たら、全国でこういうケースは物すごくあるんじゃないでしょうか。そういう中で、できるだけ早く公表できるものは順次皆さん方にもお示ししたいというふうに思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、1番なんですけれども、細かい1番に戻りますけれども、私が質問したときには、事業計画決定というて出して、話を聞いて、出したときには事業計画と、手続きのやり方ですね。この前も主幹に聞いたんですけれども、上位法の都市計画法、5.8ヘクタールの都市計画決定で、その後の都市区画整理法で事業計画決定ということなので、だから、私の思いは、事業計画決定も一度外して、区域の都市計画決定も外した上で東地区の2ヘクタールの都市計画決定をして事業計画決定に持って行ってやってもらいたいという気がするんです。この話では都市計画決定の区域のあれは残して事業計画の変更をするということなんですけれども、そういうことですね。まず、そこを確認したい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員がご指摘のとおり、5.8ヘクタールの区域の決定、都市計画決定についてはそのままです。それで、今言われたように、区域の決定の変更、計画決定の変更等が2ヘクタール、事業計画決定の変更も2ヘクタールの方で行いたいということです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）西地区の人の3.8ヘクタール、出す前に話も聞いてくるわけなんですけれども、結局平成4年から法の網がかかって、17年度ですから13年、建築制限、あるいは自由な売買とかというのはできずに13年も来ておるわけですね。それで、話を聞いたりするんですけれども、やっぱりぼろぼろになってくるんですよ。ぼろぼろになってくる、面倒を見てもらえないから、補修、補修でいって、それで結構50万とか100万とか使うんですよ。足していったら500万とか結構な金額になってくるわけです。やっぱり事業をやってもらえるからということでずっと我慢もしてきたんですけれども、西側はこれで変更して、もうしばらく先になると思うんです。2ヘクタールにこちらに変更したら、当分はあれだと思うんです。そう言うと、私は地区外の地権者なんですけれども、一回相談して、区域の建築制限も外してあれしてもらわんと、もう13年ですからね。複雑なものがあるんですよ。そういう手続きはできないんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）事業計画決定の変更を東地区だけに持っていくということは、自然と

して西地区の建築制限等がかからないような状況になると理解しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）都市計画決定のあれは残るということでしたら、建築制限、上位法のあれでは3階以上は建てられないんですね。結局その制限は残ると思うんです。3階以上は建てられない、それから、自由な売買だってできないというのは。できるようになりますか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）区域の決定が残りましたが、中に都市施設、はっきり言えば、道路、公園、駅広等がなければ、建築に対しての制限が緩やかになると考えてもらった方がいいかと思いますが、要は、町がそこにそういう建物を建てても支障がありませんよという同意書的なものを出せば、県の方もそういう建築制限等について緩和できるんだろうと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）そうしますと、Aさんが思い切って7階建て、Bさんは10階建てをこの際建てて、雨漏りがしてきたからということで、張り切ってということで。大きなものもできますか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今の全条件ですね、計画決定の変更ができるということになると、ケース・バイ・ケースなんですけれども、そういう案件も出てくる可能性はあると考えております。しかしながら、最終的な判断は県の方をお願いするようになりますもので、ここで確かに今の10階建てじゃ7階建てがきちっと建ちますよという答弁は難しいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）話が県と国と行って、東側の方は2ヘクであれするかどうかと思うんですけれども、西側に関しては15年してまたというても、いつになるかということで、本当に自由にさせていただきたいということと、実際に審議委員会を構成して、委員も構成して、進めようと思えば進められないことはないんですからね。委員を構成して比率、10人おって、仮換地とか合併問題も来ましたが、進められないことはないと思うんです。

それともう一つ、1番に関係して、地権者の人とも話をして平成4年に都市計画決定をして、それで13年、不自由な思いをして話をするところがあるんですけれども、税を同

じように払って、この前も話しましたが、文句が少しは出ます。規制がかかって不自由な思いをしておるのに、税金は同じように私も払っています。その辺の思いはどうですか。そこも聞いておきたいんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員ご承知のように、13年もたっても何も前にも進まん、後ろにも進まんような状態であったから、私は今回、2月の定例議会に皆さん方にお示しして、こういう方向転換をするということをはっきり申し上げているわけですから、今から前のことをどうかと言っても、一応私の方針としたら、現の2ヘクタールを先に開発工事として、区画整理としてやっていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）まだいろいろ思いがあるんですけれども、次に行きます。行政改革について。先般、4月27日に議会に対して初めて説明会があったんですけれども、行政改革の実施本部策定作業ですね、推進本部、幹事会で。推進本部並びに幹事会の立ち上げは去年の11月ぐらいだったと思うんですけれども、今までに本部会が3回、幹事会が2回ということでしたけれども、私の思いではもうちょっと頻繁にあったんじゃないかなという気がしておったんですけれども、そのほかの会合もあったんですか。本部会が3回、幹事会が2回、それぐらいだったんですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）本部会あるいは幹事会というのは一定の、事務方がある程度準備をして、下協議をしながらテーマを沿えて諮っていくという機関でございますから、回数として決して少ない回数だということじゃなしに、ご理解をいただきたいのは、その前に各課のヒアリングであるとか、事務担当者との協議であるとかということは頻繁に行っておりますので、その集約されたものを本部会等に上げていくというふうなシステムで開催をしておるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）ヒアリングはかなり多目にとというか、役場に行きますと、よくテーブルに集まって話をしているんですよね。恐らくあれがヒアリングとか会議とかをしているんじゃないかと思うんですけれども、遠慮して帰ることもあるんですけれども、ヒアリングはかなり回数は多目にされたんですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）指定管理制度に対するヒアリング、これも特段にやっております。それから、職員の職員状況に対するヒアリング、これも各課ごとに別建てでやっております。それから、17年度の予算では既に2億五、六千万の改革をお示しておりますけれども、これはこれでまた別建てでやっています。それから、今しきりに進めておりますのは、大綱の後、実施計画に向けての各課ヒアリングを頻繁に事務担当レベルの会合を持っておりますので、それが集約されて初めて幹事会なり、あるいは本部会なりへ上がってきて、それでまたある程度高いレベルでの協議を行う、こういうふうなことの段取りで進めていきたいと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それと、この中に項目が非常にたくさんあるんですね。それで、短期間ということで、大変は大変だろうと思うんですけども、第3次総合基本計画の後期計画のところは活性化委員会、この前傍聴しまして、新聞にも載りましたが、財政健全化計画のところでいきますけれども、住民投票のときの資料の中に12ページに素案が載っていて、それで、財源不足を解消するための目標が17年から21年で22億ですかね。それで、方策、目標とあって、それで、その前の素案を見たときには一般会計で約77億ぐらいで出ていたと思うんですけども、実際に今年なんかはそれより大幅に下回る73億ぐらいで予算が組んであって、財政健全化計画そのものはこのあたりを参考にして、やっぱり同じ金額か下かというような感じで煮詰めていらっしゃるんですか。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）今、財政健全化計画に取り組んでおりますけれども、全体の規模といたしましては、今それぞれの調査を実施しておりますので、これから集約して検討していくという状況でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、行革をやっていく中で実施項目、策定項目が出てくるんですけども、一回素案が、一般会計だったら77億ぐらいで出ておりますけれども、やっぱり数字的なところを大ざっぱに、これは素案ですけども、卵が先か鶏が先かという感じなんですけれども、財源の方もある程度これということで、あとどれだけ削減をしてこの項目でということで、順序的なものですね。やっぱりある程度数字が、一般会計だったら75億とか、先にはじいていくのか、それとも項目ばかり先にあれして後で数字なのか。ある程度数字をはじいて、それから実施計画ということの方がシビアな感じに

なると思うので、その辺はどうですか。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）ただいまご指摘がありましたように、確かにどれを先にやって、じゃ、どれを後でやるかというのは、すべてが連動しておりますので、大変難しい問題があります。1つ例を挙げましても、現在、第3次基本計画の事業計画を検討しておりますけれども、これによります公債費の計算、そういったものも積み上げによって健全化計画を計画していかなければなりません。ですから、今、先ほど言いましたように、すべての集約をする上では、今言いましたようなものをすべて念頭に置きまして計算して、それから積み上げていく。それからもう1点、今、実施計画の方、改革事項がかなり出ておりますけれども、これらによる改革、減額というものもあります。それらも考慮した計画を策定していく必要があると思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、ここでもう一つ、財政健全化は財政課でやっておりましたけれども、この前聞きましたら、もう行革の方へ全部一切合財移してしまったということだったんですが、その理由というか、その方がやりやすいということなんですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）行政改革そのものは確かに財政健全化計画と同時に同時進行でやらねばならないところがありますものですから、これは共同で、両方の義務と責任とで共同作業でやっていくというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、指定管理者制度ですね。今、35検討して8施設でということで、資料も見せていただいたんですけれども、いろいろある中で出先、ふるさと館とか、ひまわりプラザとか、そういったところはまだしも、私が一番気になっているのは保育所です。保育所の民営化が最近全国的に結構多いんですけれども、これは子ども、人の命というか、体があるので、事故は絶対に許されないようなところなんですけれども、保育所の設備のようなところの指定管理委託なんかはどのようにお考えですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）今、たたきの段階でございますから、これから本部会等で結論を出していくということ、もちろん案としての結論を一応得ていくということになります。現在の段階では、先ほど町長の答弁にもございましたように、35の施

設を一応つぶさに検討した結果、とりあえず次の18年から4年間の実施計画の年度の中では、今、候補として8つの施設を一応指定管理に結びつけられるのではないかといいことで、たたき案として、そういうふうなことで町長が答弁申し上げたところでございます。その中に一応候補としては保育所を2つ、この4年間で指定管理に結びつけられはしないかというふうなことで、案としております。当然昨日も桑原議員からもいろいろご指摘がございましたけれども、指定管理そのものの職員数とサービスとの関係がございいますので、当然にその中で今から案の、たたきでございいますが、今度、十分策定本部会等で協議をいただきながら、成案を何とか導いていきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に行きます。これは別だと思ったんですが、4点目ですね、権限移譲でこの表のスケジュールの中に入っておりますので、取り上げたんですけれども、権限移譲の事務のところで、会議もあったようなんですけれども、5月26日の毎日新聞では、結局市町へ権限移譲の189項目ということで、慎重な小規模自治体もということで載っておりました。特にそれで、合併していない市町は権限移譲に慎重な姿勢を見せていると。合併の是非とも絡む問題で、権限移譲だけについて論じること避ける自治体が多かったと。熊野町や海田町では費用や職員の問題などもあり、すぐに答えは出せない。今後、協議会を立ち上げて検討したいと載っておるわけなので、たちまち、県のやることの受け入れ体制のこともあると思うんですけれども、実際、特養の福祉の面とか、それから建設なんかも、昨日見てきましたけれども、あるんですね。これは権限移譲の方の取り組みはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは今の新聞記事にも一部載っておるんですが、5月10日に安芸郡4町の町長会議をさせていただきました。そのときに、地域事務所の所長さんをはじめ、8人ぐらいですか、スタッフが来られて、権限移譲についての説明があったんですが、今から権限移譲できるものとか何とか、県の方もまだはっきりした指針が出ていないということから、協議会を持ってこれを進めていきたいということで終わっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、なかなか、人のエキスパートとかが要るような気がするので、その受け入れ体制とか、特別な人を引っ張ってこなさや、権限、特養とか建築の許可とか

というのがここにあるわけですが、やっぱりこれは中途半端にやるというか、県から受け取るとけがをしかねないという面もあるので、相当の人材も探してこにゃいけんのだろうと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）その件につきましても、県の方も権限移譲ばかり、名前だけじゃなしに、そういうふうな人的な要素とか金の問題も含めて協議をする段階になっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、行政評価制度ですね。これもこの中にあるんですけれども、今、策定とかということであれなんですけれども、これも行政評価制度をやっぱり全国的にしていますし、それから、ここまで持っていくのも横須賀方式とかいろいろあるんですね。それで、行革はいろんな資料を見て、最後までこの前見まして、やっぱり住民、町民の満足度、そこに行き着くと思うんです。ということで、行政評価制度、これは書いてありますけれども、取り組みができそうですか。横須賀なんかは内部と外部と、相当なあれなんですけれども、評価制度まで時間がかかりますか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）評価制度そのものも、今度の実施計画案の中にはやはり評価制度導入ということ盛り込んでまいりたいというふうに基本的に考えております。ご指摘のように、評価制度そのものも、全国事例を見てみますと、政策評価、あるいは施策評価、それから事業別に評価をしていく。それと、手法についても内部の評価、外部の評価というふうないろんな評価方法がございますので、おっしゃるとおり、何がというのは、今、三宅議員がおっしゃるとおりの住民の満足度でございます。それで、本年度の予算を事業別の予算で既にもう財政の方が非常に準備を進めて、17年度から事業別の予算をつくっております。これが、来るべき行政評価制度の導入であるというふうな受けとめ方をしておりますので、海田町のこれからの行政に合った行政評価制度というものを考えていく必要があると思います。全国事例をいろいろ見てみますと、あまりにも複雑過ぎて、それに労力を要し過ぎて、逆に行政評価が余分の労力をつぎ込み過ぎたというふうな反省のところもございますので、そこらも参考にしながら、実施計画の中では行政評価制度の導入ということを掲げていくように今考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、活性化委員会で、昨日も大分出ておりましたけれども、活性化委員

会ができたときの規約とかあれも読んでみたんですけども、活性化委員会ができましたのが住民投票の真ただ中ということで、それで右往左往して、初会議も住民投票が終わってからであったと思うんですけども、町長の当選のときのコメントに活性化委員会という名前の委員会が出まして、いろいろ見るんですけども、やっぱり行政改革の推進の委員会、行政改革推進会議とか、そういう名前なんですね。今はとにかく行革をする委員会ないしあれなので、名前の変更が昨日もありましたけれども、やはり行政改革の推進委員会とはっきり、活性化委員会は規約の中には条項があるんですけども、行革という言葉が出ていないわけなんですよ。もう一度、行政改革の推進委員会あるいは推進会議という方が町民の皆さんもわかりやすいと思うんですが、いかがですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）昨日も桑原議員からいろんな角度からご指摘をいただいております。現在、活性化委員会そのものを行政改革の審議提案にさせていただく機能として位置づけさせていただいております。ご指摘のように、これからは行政改革計画をつくってまいりますけれども、これも全員協議会の方でいろいろ厳しいご意見もいただいておりますが、実効性を持たせるための進行管理、行政改革の計画づくりだけで、計画で終わったと、計画倒れにならない進行管理というものが必要であろうと思います。ですから、活性化委員会そのものがそうかという、今ここで、そうですとか、こうですというふうなこともまた申し上げにくいんですが、いずれにしても、行政改革の実施計画に実効性を持たせるための機能、これは推進というふうに三宅議員がおっしゃっておりますように、これそのものが進行管理のための推進なんです。ですから、そういう位置づけでこれからの計画の後、事後フォローをしていかなければならないというふうな認識ではおります。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）活性化委員会ですね、それで、私は公募を7名とか、ちょっと前後したんですけども、6名ですか、新しい方に入ってもらっておるんですけども、この前、8名の会議を傍聴させていただいたんですけども、やっぱり2カ月に1遍ということで、進行を仰ぐというような感じ。私が思っていたのは、単独でいくための行革の委員会としては激論というか、熱気むんむんという感じで。それで、5名ですね、新しい新規委員の候補者、これは公募ということでしょうけれども、どのように人選が出てきたんでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）新しい5名の委員さんにつきましては、先般、町の活性化に関する作文を募集させていただきまして、それにご応募いただいた方で人選しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それと、三浦前議員と話をする機会がありまして、いきさつも聞いたんですけれども、5名入れて8名で13名、勉強会の後に合流するということでしたね。それで、もう少し意見の出やすい雰囲気、煮詰めるというか、これでもか、これでもか、これでもかという感じの会議をしてほしいわけです。やはりこの際、特に志木方式のように市民委員会あるいは町民委員会のような形で、現場のばりばりのような人の激しい意見を聞いたりした上で煮詰めるという形がいいと思っておるんです。これで5名ですから13名ということで、あともう一つ、教育とか福祉とか、そういう関係の附属のあれでたたいたようなものをまたこの活性化委員会に上げるというような形、大きな項目ですし、4年間もあるんですし、そういう形が私は望ましいと思うんですけれども、町民委員会のようなものをもう一つという気はありませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の意向を十分把握しまして、また活性化のそれに生かしていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）長くなりますので。それで、我々議員は仕事をしなければいけないということで、先般もあれしたんですけれども、説明を、特に代表である議会の我々に対して説明をもう少し、この前、選挙とか予算とかいろんなことがあったんですけれども、4月27日が第1回であったように思います。それで、まさしくこのスケジュールを見ますと佳境、真っ最中なんです。いろんなものが真っ最中になっていますから、月に2回か、頻繁に我々に説明をしていただきたいというのをお願いしたいと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）これは昨日も町長の方が、できるだけ全員協議会等でご説明申し上げたいというふうにご答弁申し上げて、我々の方もそういうふうな認識でありますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）頻繁に説明をしていただきたいと思います。

最後に行ってみたいと思うんですけれども、自治会を私もやっているんですけれども、自治会長さんに負担がかかって、病に倒れられたり、亡くなられたりする方も実際に出てきておるということで、いろんな話を、ここへ来る前に聞いたんですけれども、やはり自治会長さんは朝5時から起きてやっているというところもありますし、負担が大きいということで。それで、私も1年で、病に倒れられたので、交代でということで今やっているんですけれども、任意の団体会費を集めて自主活動ということで、実際に、この前も5月24日に行きまして、いろんなものの要請、お土産ももらいました。いろんなことで、家へ帰ってみると、たくさんのメールをいただいているんですけれども、広報の委託とか、ごみのステーションとか、いろいろあるんですけれども、実際に大変なのは大変なんですね。それで、ある程度、自主的な活動もできるのも含めて、分担できるというか、町でできるものはあれして、私たちも手伝わないというわけではないんですけれども、割といっぱい印刷物が来たり、実際結構大変なんですよ、配ったりということで。多少、町の募金もありますし、書いていますように、区別をして、役割分担をもう1回考えて、例えば、この前、三鷹に電話しまして、広報なんかは自治会の負担をかけていないと。それで、三鷹にもシルバー人材センターみたいなところがあるみたいなので、そこで広報を配っていただいているということ。あるいは、廿日市では広報が2回ですか、新聞折り込みをしている。それから、広島市で聞きましたら、これも新聞折り込みをしているということで、ある程度軽減できるものは軽減をしてもらいたいと思うんですけれども、帰ったらたくさんファイルをしておりますけれども、その辺の区分けなんかはどうですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）広報の配布等につきましていろいろお手数をかけておるのは重々承知しております。あと、全国、今、三宅議員がおっしゃいましたように、新聞折り込みの事例が多いと聞いております。ただ、本町の場合は伝統的に広報連絡員さんに委託をしておる歴史的な経緯もございますので、そこらを今後、行革も含めて総合的に配布方法等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、2番目で、この前も課で話をしたんですが、やっぱり行革の節目でありますし、それから、自治会のことが行革の中にコミュニティーか何かで入ってい

るんですね、必ず。20万、30万、いろんなところで実施計画というか、対応項目の中に地域おこし、まちおこし、自治会を活性化させるとかという項目が入っているんです。最低単位の単位自治会の活性、意欲がなければ、まちおこしとか、すべて始まらないと思うんですよね。これから祭りなんかもせにゃいけんと思いますし、そういう面で一回話を、やっぱり議論をするところにいる成案が出てくるように思うので、自治会連合会長さんもおられますけれども、フォーラムとか、意見の交換会、その辺はいかがですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）町長答弁にございますように、本日の三宅議員の要望は連合会長さんには伝えたいと思います。ただ、基本的に、その辺のところはやはり連合会、また各自自治会の中でまず話し合っていていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、自治会についてもう一つ、去年、自治会連合会ということで、視察があるわけですが、9月に廿日市、11月に宗像に行ってコミュニティーの勉強をしてきたわけです。それで、いろいろ取り寄せたり研究をしておるんですけれども、単位自治会はどうしても要るわけです。そこで、いつかも言いましたように、小学校区の住民協議会とか運営協議会とかというのが出てきているんですね。上の横断的なような小学校区、海田だったら4地区になりますけれども、それぐらいのところに小学校区でコミュニティーセンターができて、住民協議会、運営協議会とかというのができているんですね。それが、うまくやっているところはうまくいっている。このあたりでは兵庫県宝塚が非常にうまくやって、今、資料が来て、見ているんですけれども、住民協議会とかというのは、鉄をよく煮詰めながらということなんですけれども、団体とか自治会とか、小冊子があるように、物すごくあるんですね。それは行革の一環でもありますし、まとめて住民協議会のようなものをもう一度、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに各市町村とか地域によっていろんな差があるんです。海田町で何が一番いいかということを含めて、私も先般から行っておる「ぶらり訪問」なんかで各小学校区でも行って、いろんなことの対話ができることもありますから、ぜひそういうところでしっかり町の方も活用いただきたいと思います。

○議長（原田）この際、暫時休憩いたします。再開は11時です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 43 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。11 番、河野議員。

○11 番（河野）11 番、河野でございます。今回は 4 つほど町長にお聞きいたします。

まず 1 番目に、これも前回のときにも聞きましたが、海田市駅のプラットホームのかさ上げについてのその後の進捗状況について聞きます。

2 番目、町民プールの建設に係るプールの改修の声が出ておるわけですが、昨日の答弁等にもありましたように、箱物はつくらないんだというお考えのようですが、そこをまげてどうかということをお聞きます。

そかれら、現在、町内を巡回バスが走っております。これは非常に人気がいいんですが、試験試行でございまして、7 月に入ったら中止になるのかどうかと、乗客が幾ら多くても、試験は試験だということで打ち切られるのかどうかということの予測についてお聞きします。

それと、各個人の情報についてですが、個人情報を守る法律もいろいろあっちこちでニュースとして出ておりますけれども、町としての考えがどのようなものかということです。これは電話リレーのリストなんかをつくるときに、固定の電話を既に廃止して携帯電話だけで生活をしているという人が結構おるわけございまして、電話帳にも出ていないというようなことがありまして、電話連絡リレー表をつくるのに問題が出ておるということでございます。そこら辺について町長のお考えをお聞きします。

以上、4 点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員ご質問の 1 点目、3 点目、4 点目につきましては私から、2 点目につきましては教育委員会から答弁をさせます。

まず、海田市駅のその後についての質問でございますが、海田市駅のプラットホームのかさ上げにおけるその後の状況につきましては、先ほど崎本議員にお答えしましたように、海田市駅のバリアフリー化は大変重要なことと認識しておりますので、今後とも J R 西日本に対しまして働きかけていきたいと思っております。

続きまして、循環バスのその後についてのご質問でございますが、循環バスの運行状

況や乗客数につきましては、5月9日の運行開始以来5月29日までの3週間、15日の運行で延べ1,403名の方々が乗車されており、1便当たりの平均乗車数は11.7名となっております。これを週別に見ますと、第1週が延べ489名、第2週が418名、第3週が496名と、コンスタントな利用状況となっております。今後につきましては、行政報告や佐中議員にお答えしましたとおり、検討委員会を実験運行終了後早期に立ち上げ、運行継続の可能性や運行ルート、便数等について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、個人情報に関する質問でございますが、自治会活動等のために必要な町からの情報提供につきましては、個人情報保護条例の規定に基づき、原則本人が自治会に自分の情報を提供することを同意している情報以外のものは提供することができません。自治会活動などを行う場合には、プライバシー保護の観点から、他の個人情報を扱うに当たってはその方の了解を得た上で利用すべきであると考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）町営プールにつきましては、建設以来既に40年を経過しております。施設の老朽化も激しいために、本年度は使用を休止しているところでございます。今後の方針につきましては、第3次海田町基本計画の見直しの中で新たに方針を出す予定でございます。織田幹雄記念館につきましても同様の取り扱いでございます。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）再質問をさせていただきます。駅のプラットホーム、これは町長がどこで交渉されたのかはわかりませんが、JRと交渉しても、JRは言うことを聞かぬのはわかっておるので、言うことを聞かぬところへ交渉の相手を持っていかずに、何かいい手でもって中央の方々を動かしてJRに動かさすというような方法もあるんじゃないかと思われまう。それでも言うことを聞かぬのじゃったら、海田市駅はやめて矢野なり船越の方へ駅をつくってくれ、海田には要らんというようなことぐらいでやってもらいたいと思います。そのぐらい強いことでいかんといかんのじゃないかということでございます。

それから、プールについて、基本計画の見直しの中で云々ということがございましたけれども、その中にもぜひ入れてもらって検討をしていただきたいと思います。

巡回バスは、これはもう試験運行を、試験でなしにいわゆる正式な運行の計画を立て

るということは、やるのであれば、早急にしなければいけないんじゃないか。打ち切りのころに計画を云々と言われても、休むこともあろうかと思いますので、これも早急に行わなければいけないんじゃないかと私は思います。

それから、個人情報については、これは非常に難しい問題で、町としては難しいんだということがわかれば、私はそれで満足をしております。そのほかについての3つのことを再質問します。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員がおっしゃるように、J Rとの交渉は非常に難航したということもあって、今でも継続をしておるんですが、私は1月と3月に2回ほど上京しました。そのときに広島県選出の有力な国会議員、代議士のところへ行きまして、広島のJ Rはなかなか言うことを聞かんから、西日本の方へ会わせてくれという申し出をしまして、直接、西日本の支社長さんの方へそこから電話をかけてもらって、とにかく何とかならんかという交渉もしております。それから後に、先般、議会の前にも話をしましたように、議会の後ですかね、今度、J Rの西の方から2人ほど来てもらっていろんな話をしたという経過がございますので、今、河野議員がおっしゃるような形の方法もとらせていただいております。

次に、バスの運行の件でございますが、昨日も答弁しましたように、今、試行運転という形でいろんな意見をいただいたり、アンケートをいただいておりますので、それを早く取りまとめて、できるだけ町民の意に沿うように運行の再開ができることを思っている。いろいろ協議をしたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）プールにつきましては、このプールは、ご承知のように、昭和40年に落成しまして、つくったときは組合立の中学校の学校施設としてつくられました。瀬野川等が広島市に合併しましたときに町の町営プールとして移管されまして現在に至っております。40年もたちますと、老朽化が相当激しいということで、少々の修繕をしたのでは多額な金額がかかりますので、今、修繕をせずに休止しているところでございます。利用者が年々減ってきておりまして、町営プールとしてやっていくのか、あるいは短水路の25メートルで学校プールとして開放授業としてやっていくのかということをいろいろ検討して、総合基本計画の中である程度の指針を出していくことになろうかと思えます。プールにしましても、昨日出ました文化ホール、それから、ご指摘の織田先生を顕

彰する記念館であるとか記念スペースであるとかというのはすべて同様の扱いでございまして、どれが先になるかということは非常に難しい問題ですけれども、検討メニューの中に入っていることは確かでございます。

○議長（原田）次に参ります。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田良訓です。5点ほど質問いたします。

1、災害に強いまちづくりについて。2月議会では、個人住宅の耐震診断には町からの財政支出はなじまないとのご回答でした。しかし、他の自治体では無料の耐震診断を実施していますし、また、一定の支出もしております。これは、自治体が住民の生命・財産を守る、この義務があるからではないでしょうか。そこで、お尋ねいたします。

1、自然災害はいつどこで起きるかわかりません。その不安を利用して詐欺まがいの耐震リフォームをした業者を自治体が告発したというケースもあります。町が認めた信用ある専門家に客観的に耐震診断を無料で行うように依頼をするのであれば、町の財政負担はわずかで済みます。また、診断の結果を複数の専門家が検討し、対象者に回答するのであれば、診断結果も客観的になります。

2、一定時期以前に建築をされた建物、例えば築30年以上の個人木造住宅というふうになりますけれども、これは町内にどの程度の軒数なのか、調査をしてはいかがでしょうか。自然災害が起こりやすい地域のマップづくりにもなるのではないのでしょうか。

3、こうした事業は個人では不可能です。生命・財産を守るという立場で、ぜひ町的主导で実施すべきです。以上のことに対する町長のご見解をお尋ねいたします。

2番目に、被爆60周年の取り組みについて。今年は被爆60周年です。日本は平和憲法を守り、60年間一度も戦争せずに経済発展をなし遂げることができました。海田町でも被爆60周年を期に核兵器廃絶のための原爆展などの計画をされてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

3番目に、乳幼児医療費の無料化について。乳幼児医療費の一部負担の問題は、海田町が少子化対策をどうするかということです。行革断行予算とはいうものの、子どもたちへの予算は将来、海田町の発展のためになるものです。全国的に自治体では本人負担金の無料化が大きな流れとなっています。町長の思い切った決断があつていいのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

4、高齢者福祉について。介護保険の問題は、保険料が高くて払えない人に対して分納や納付相談をしているとのご回答でしたが、高齢者で年金だけの収入の方が納付困難

になった場合は分納や納付相談だけでは解決できないのではないのでしょうか。

1 丁目、高齢者は働きたくても働く場所がありません。健康保険税、介護保険料の減免、免除もすべきではないのでしょうか、町長のご見解をお尋ねいたします。

2、高齢者住宅のバリアフリー化の資金を貸し付ける制度がありますが、貸し付けの基準が厳し過ぎるのではないのでしょうか。ハードルが高過ぎて借りにくい制度になっています。こういう制度は町としてもある程度利益を得ることができるのですから、もっと簡単に利用できるようにしてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

5 番目に、住民サービスについて。町職員の新規採用が少なくなり、町職員の仕事量も増えていると思います。町の諸行事などの手伝いなどで休日に出勤をしても労働とはとらえられず、いわゆるサービス残業をしている職員もいます。大企業ではサービス残業の是正もされていますが、海田町では休日に働いた職員の手当や代休などの措置はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

2 番目、役場庁舎内で相談がある場合は、1 階はカウンターが低く、話もできますが、2 階、3 階ではカウンターが高く、高齢者などには不評です。また、相談や申請書を書くスペースもありません。個人情報保護法も実施されるようになりました。いろいろなことに対応できるように、各階にプライバシーを守るような相談コーナー、書類の記入スペースなどを配置してはどうでしょうか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、災害に強いまちづくりについての質問でございますが、耐震診断の援助につきましては、議員ご指摘のとおり、県外の自治体においては無料耐震診断を実施していることは承知しております。現時点では、2 月議会でも答弁いたしましたとおり、自然災害に強い住宅の形成を進めて被害を最小限に抑えることは重要であると考えておりますが、援助の対象が個人財産の保全であることを考えれば、行政からの援助はなじまないと考えております。また、町財政を勘案すれば、新たな援助を行うことは困難であると考えております。

続きまして、被爆60周年の取り組みについての質問でございますが、7 月 2 日から 14 日まで福祉センターで広島・長崎の原爆被爆写真を展示する被爆60周年パネル展の開催を計画しており、現在その準備を進めております。

次に、乳幼児医療費の無料化についての質問でございますが、2月議会等でもお答えしましたように、単に乳幼児医療費だけの問題ではなく、健康保険等の財政運営にも影響を及ぼすものでございます。県内では、自治体の約75%が本町と同じように一部負担金制度を導入しております。また、本町の財政状況をあわせてみましても、現時点での一部負担金の撤廃は難しいものと考えております。

高齢者福祉についての質問でございますが、国民健康保険税、介護保険料の減免等につきましては、これまでの議会でも申し上げましたように、高齢者に対する特段の減免については考えておりません。減免についてはそれぞれ条例などにより減免規定が設けられており、国民健康保険税につきましては所得に応じて応益分の7割・5割・2割の軽減制度もあります。また、介護保険料につきましては、2月議会でも答弁申し上げましたように、現在、国会において、平成18年度からの介護保険制度の改正において、低所得者への保険料負担に配慮した対策として、現在の所得区分をさらにきめ細かく柔軟に設定できることにより納付を容易にするための見直しについて審議が行われております。このため、本町におきましては今後、国から示される見直し策を踏まえ、低所得者への保険料負担についてはこれまで以上に柔軟な対応が図られるものと考えております。

次に、高齢者住宅の貸し付け制度でございますが、この制度は60歳以上の高齢者と同居する親族に対し、高齢者の居住環境を改善するため、必要な資金の貸し付けを行うことで良好な家族関係を維持し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として貸し付けを行うものでございます。貸し付けの基準が厳し過ぎるという質問でございますが、高齢者と同居することを前提に貸し付けを行うという以外には貸付利率、償還方法、担保等、民間の貸し付け条件と比べましても特に基準が厳し過ぎるとは考えておりません。また、パンフレットの作成をはじめ、あらゆる機会をとらえてこの制度に対する周知等に努めてまいりたいと思います。引続き、高齢者が住みなれた地域で、同居する親族に囲まれ、安心して快適に生活を送ることができるよう、高齢者の住まいづくりの支援に努めてまいりたいと思います。

続きまして、住民サービスについての質問でございますが、職員が命令されて土・日や休日に勤務した場合には時間外勤務手当を支給しております。しかし、昨年度から職員の休日の確保や健康管理の観点から、勤務の振り替えや代休制度の活用を励行し、あわせて時間外勤務の抑制と縮減に努めているところでございます。

次に、受付カウンターでございますが、1階につきましては既に対応しておりますが、

2階、3階につきましては会議室などを活用できることから、その必要性は低いものと考えております。また、各階へのプライバシーに配慮した相談コーナーの設置につきましても、2階、3階については庁舎自体が手狭であり、設置は難しいと考えております。書類記入スペースにつきましては、現在の記載台を見直していきたいと考えています。以上です。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）再質問させていただきます。まず1点目の、前回と同じ答弁で、個人住宅には税金を使うのはなじまないというふうな意見だったんですけども、そう言われると思ったんですけども、でも、ほかの自治体で、前回も言ったんですけども、しておるところはあるんですね。今の時代というんですか、個人住宅には、個人の財産には税金は投入しない、こういうふうな論理はもう成り立たなくなっているんですね。極端に言ったら、大きな話なんですけれども、銀行が破綻しそうになると、そういうところには国の税金をつぎ込む。これは極端な例なんですけれども。やはり町としても、住民の方の生命・財産を守る。災害は、地震を防ぐことはなかなかできませんけれども、被害とか何かを最小限に抑える、こういうふうなことは十分に可能だと思うんです。特に、前回も言ったんですけども、私が言うのは、大きな3階、4階のビルというんじゃなくて、やはり築30年以上の個人住宅、一番被害が大きくなる場所なんですけれども、そういうふうなところでできないかということなんです。例えば補修が必要だと。そういうふうなのにはいろんな資金の貸し付けなどを利用してもらってというので、そこにも公費を投入せよとは言っておらんですけれども、そういうふうな最低限の安全を守ることはできないかと。

2点目に言ったのは、例えば海田町に30年以上の住宅がどの程度どういうふうなところに密集しておるか、こういうのも調べておいたら、災害のときにいろいろ役立つんじゃないかと、そういうふう思うんですけども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この個人住宅の件は、先般の2月の議会でも答弁したとおり、個人的なものがございまして、また、町内でそういういろんな、これはちょっと危ないんじゃないとか、皆さん方に迷惑をかけるんじゃないかという指摘があったときには町民パトロールといいますか、町民サービス課の方でいろんなことの事情を収集していますので、そういうことに限ってはいろんな措置をしたいと思います。全体的に築30年になって

いるから、これをいろんな公費でやるということは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）私が言うのは、そういうふうな要望があった場合ということなんです。全部すべて築30年を調査せいと言うんじゃないんです。さっきも言いましたように、結構古い木造住宅が密集してある地域があるんですけれども、そういうのを町として把握をされてはどうかというふうに思うんですけれども、全くそういうのも、個人住宅のことだから関知せん、今のいろんな夜間のパトロールや何で対応するというのとはちょっと違うと思うんですけれども。こういうことをすることによって、やはり住民の人の防災意識というのでも高まってくるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）再度申し上げますが、個人住宅については一応する考えはありません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）ないと言われたんですけれども、ほかの自治体はやっておるところもだんだん増えてきよるので、ぜひともこれは検討をお願いいたします。

それと、被爆60周年の取り組みなんですけれども、7月2日から14日ですか、写真展、パネル展をやられるということで、大変結構だと思うんですけれども、私は毎年8月6日の原爆、広島で世界大会があるんですけれども、そのときに原水爆禁止の平和行進、海田町の町長さんにさせてもらっておるんですけれども、それで、今までこの安芸の部分は坂町から出発しよるんですけれども、坂町の役場の隣に、あれは町民センターですか、あそこに毎年、原爆展、写真・パネル展をやっておるんですよね。海田では、やっていないと。安芸区の区役所、あそこもやっておるので、大変残念な気持ちがするんですけれども、特に今年は被爆60周年ということで、被爆者の方も高齢化しておると。被爆60周年はあるけれども、被爆70周年は被爆者の方にはない、そういうふうな思いで。今、国の憲法調査会でも憲法9条の問題、この憲法9条を取り払う、こういうふうなことが出ておるんです。それで、先般新聞にも岩国にNLPの基地を国が誘致する、国は誘致を決めたと。あとは自治体との交渉、そういうふうなことが載っておったんですけれども、やはりこの問題は、被爆60周年を機会に被爆とか原爆の問題とか、平和の問題を考える上で大変重要な問題だと思うんです。それで、広島市の取り組みや何かがいろいろ予算のことでお金もかかることもあるんですけれども、お金のかからないことも広島市なんかは、やっておるんですね。昨年なんかは原爆の詩の朗読とか読み聞かせ、こ

ういうことをやって大変に好評を得ておるんですよ。特に小学生、中学生を対象に、大人の人もそういうふうな読み聞かせをする。そして、海田に被爆者の方がおられますけれども、そういう方に被爆の体験を話してもらう。こういうことが後世に平和とかそういうことを伝えることにもなるんです。それで、私は特に原爆の詩の朗読とかそういうことをしてもらいたいし、8月に入りましたら1週間程度、原爆の映画界、そういうものもいろいろな形で貸し出していますから、そういうこととか、広島市立大学に平和研究所というのがあるんですけれども、そういうところに講師を頼んで平和の問題とか、こういうことを、この機会ですから、ぜひとも実施してほしいんです。そういうことに関してやはり被爆平和教育とか、そういうことの一環としてお願いをしたいんですけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申し上げましたように、今年は福祉センターで原爆展をさせていただいて、被爆60年の一助になればと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）写真・パネル展は大変結構なんですけれども、これは60周年の特別な、今年は60周年で意味を持っておるんですよ。それで、ただ写真展だけというのは、写真というのは本当は毎年やらにやいけんことなんですよ。それが今までなかなか開催する機会がなかったような感じがするんですけれども、やはりそれ以上に、そんなにお金がかかることじゃないと思うんです、今の詩の朗読とか。物すごく、広島市は今年も多分やると思うんですけれども、そういうので特に隣接しておるところというのもあって、ぜひともこういう企画を、まだ間に合うと思うんですけれども、実施してほしいんです。それで、原爆の映画会というんですか、そういうのもそんなに再々個人でできるというものではないですから、こういうのを、この60周年という1つの区切りですから、ぜひともお願いしたい。さっきも言いましたけれども、70周年というのはそれこそ被爆された方にとってはもうないかもしれんのですよね。そういう意味で、ぜひとも実施をお願いいたします。もう一度お願いいたします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）現在、パネル展はどうかということでお答えをしておりますが、これよりほかに、福祉保健部におきましては各保育所あたり、平和記念資料館ですか、そちらあたりへ行ってお話を聞いたりというようなこともやっております。これから社

会教育の場とかいろいろあると思うんですが、それぞれの立場で何ができるか検討して  
いかないといけないというようなことは十分考えております。よろしくお願いします。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）せっかく海田も非核町宣言をしておられるわけですから、やはりただ、し  
ておるというだけじゃなくて、中身が伴うような、せっかくの機会ですから、ぜひとも  
実施をお願いいたします。

それと、乳幼児の問題なんですけれども、なかなか実施をされないと言われるんです  
けれども、これは今の介護保険の減免制度やなんかもそうなんですけれども、町長の決  
断一つだと思うんです。以前、今の住民投票にいたしましても、あるいは循環バスに  
いたしましても、私たちが何回も実施をしてくれとか導入をしてくれとかということだっ  
たんですけれども、いろいろなことを言われて、前の加藤町長さんにはなかなか実施し  
てもらえなかったんですけれども、山岡町長になって英断というんですか、決断であれ  
だけ、住民投票でも前の町長は議会制民主主義があるということでなかなか拒んでおら  
れたんですけれども、山岡町長になって英断をされて実施したと。単独町政でいくんだ  
という方が8,000何がしというふうな明確な数字が出てきておるんですね。それと、循環  
バスについてもやっぱり同じことだったんですよね。やはり芸陽バスと路線が競合する  
からということでなかなか導入してもらえなかったんですけれども、今の5月からの試  
験運転ということで導入されて大変好評だということで、やはり町のトップというんで  
すか、そういう方の決断一つで町政というのはかなり大きく変わると思うんです。そう  
いう意味でも、ぜひとも乳幼児医療費の500円というのは、今ほとんど無料化が流れみた  
いな格好になっておるんですね。それで、今は6歳未満ですけれども、それをまた小学  
生の3年生とか、小学校を卒業するまでとか、どんどん拡大方向にあるんですけれども、  
ぜひとも、これが海田町の将来にとって全く無益だと、無用なものだという分野じゃな  
いと思うんです。子どもたちは、今は少子化の時代ですから、先般の新聞でもすごく少  
子化率がどんどん下がってきよと。女性が一生に産む子どもの数がどんどん下がって  
きよと。やはりその背景には今の社会の仕組みというか、そういうのがあって出生率  
が上がらないということになっておると思うんですけれども、そういうのも踏まえてお  
願いいたします。

それと、介護保険も同じなんですけれども、介護保険が変わって、今度、ホテルコス  
トですか、そういうのが導入されて、今、本当に年金の方も月に6万、7万というふう

な方は、年をとったらなかなか特養の方にも入れない。はるかに利用料が高いわけですから、そういう方を少しでも減免にする。それで今、広島市、この前、介護保険料が上がりまして、政令市で一番高くなったそうなんですけれども、やはりこういうふうな、今からどんどんどん高年齢の方が増えてくる、利用者の方も増えてくるから、自然的に、高くなって払えない人というのがどんどん増えてくる、滞納分がどんどん増えてくるという傾向にあると思うんです。それに対して対策というたら、分納とか相談とか臨戸徴収とか夜間の云々かんぬん、どうしてもそういうふうになってくるんですけれども、払えるような料にしていけないと、高齢者というか、そういう方にとって物すごく暮らしにくい、そういうふうな状況というか、そういうふうな自治体になってくるような気がするんですけれどもね。行革とか何とか、いろいろな経費節減というのもあるんですけれども、住民の方の生命・財産を守る、福祉の増進、こういうのを自治体の一番基本に置いたら、そういうところにもやはり施策をするべきじゃないかと思うんです。その辺のところをお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）乳幼児の医療費の問題ですが、先ほども答弁しましたように、自治体で約75%、本町と同じように一部負担の制度を導入していることから、これをすぐとすることは、今は行政改革を含めていろんな面で支障がございますので、今のところはそれは難しいと再度答弁させていただきます。

また、次の高齢者がどんどん多くなってということで、昨日からの答弁の中にもありましたように、とにかく医者にかからんような、年寄りの方に元気でおっていただくというのが基本でございまして、そのために福祉センターで健康増進センターとか、元気で明るいお年寄りに外で過ごしていただく、そして保険を使われんような策をつくるのも一つの我々の使命じゃというふうに考えておりますので、今のところ、そういうことは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）そういうふうな健康増進施策をする、それは当然なんですけれども、ぜひともこっちの減免の方も、実際に払えない方がおられるわけですから、お願いいたします。

それと、高齢者のバリアフリーなんですけれども、先ほど町長の答弁で、そんなに貸し付けは難しくないというふうに言われたと思うんですけれども、返済方法ですね。こ

これは今回補正で出てきますけれども、返済方法というんですか、連帯保証人が2人要ると。連帯保証人の方が海田町在住で60歳未満でないといけない、こういうふうな物すごく高い、借りる方としては難しいような制度なんですね。この制度は別に、貸してもお金は必ず返ってくるんですよ。今まで長い間使われていなかったと。せっかくこういういい制度があるんですから、もう少し貸しやすくして、それこそリフォームとかそういうのにどんどん使ってもらったら、町としてもいろんな利息が幾らか町に入ると思うんですけれども、もう少し貸しやすい制度というか、借りやすい制度というんですか、今の連帯保証人とかをずっと緩和するとか、そういうふうな方向にはできないものでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに金を借りて、例えばほかの例で言いますと、町営住宅の問題でも、岡田議員ご承知のように、連帯保証人になっていただいても滞納が直らないこともありまして、なかなかそういう制度の問題は厳しくしないと、私はそういうふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）せっかくいい制度があっても、厳し過ぎるというか、それでずっと長い間、せっかくいい制度があるのに借りられない、そういうふうなのがある。それで、もう少し借りやすくするというか、返済方法も、町内の在住で保証人が2人いるというのを、連帯保証人は町外でもいいですよとか、そういうふうにしたらもう少し借りやすくなるんじゃないかということなんです。やはりそういうふうにして、せっかくいい制度なんですから、これは使ってもらわんと意味がないわけですから。そのことによって町もいろんな利益というか、貸付金以外にお金が幾らか入るようになっておると思うんですけれども、利息の補てん分とか何かが入ると思うんですけれども、そういうのもやっぱり利用しやすいような制度に。本当に今は高過ぎると思うんです、ハードルが。連帯保証人を2人つけて、それも町内在住でないといけないとか、60歳未満でないといけないとか、そういうのをもう少し緩和できないか。保証人を立てるわけですから、家を現に持っておられる方ですから、そんなにお金を払わないというふうな無責任な方はおられないと思うんですけれども。借家じゃないですからね。その辺のところを。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）高齢者の住宅の貸付資金でございますが、これは当時、初めは国

の制度でございましたのを廃止されたもので、その後、町が引続いてやっておるわけなんですけれども、非常に借りにくいということでございますが、町の方では別に担保もとりませんし、抵当権とかも設定しておりません。ということで、保証人2名とかいろいろ設定しておるわけなんですけど、金利にしても安いものでございまして、この制度が借りにくいということについてちょっと私どもの方では理解できないということです。こういう制度を設けておる町村においてもほとんどこれと同じような状況の中でやって運営しておられます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）部長の補足をする形になるんですが、岡田議員が言われました連帯保証人につきましては県内に住所を有することというふうになっておりますので、町内に限定はしておりません。ご理解ください。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今、町内に限定していないと言われたんですけども、私が見たときは町内限定で2名というふうなので見たんですけども、それが町内に限定していないということであればそれでいいんですけども、とにかくどっちにしても、借りにくい制度ではないと言われたんですけども、実際になかなか借りられていないというのが現実だと思うんですけども、やはりそれは何らかの借りにくいような仕組みになっておったんじゃないかというふうに思うんですけども、せっかくいい制度ですから、どんどん広めるというんですか、そういうのをお願いいたします。

それと、住民サービスのことなんですけれども、一番町民の人にとって役場の人と接する場所というのはやっぱり公民館とかああいうところだと思うんです。先ほど三宅さんが言われましたけれども、例えば自治会活動に対して、自治会の行事をする場合なんかに対して公民館の方のいろいろとお手伝いをされるんですけども、丸々1日ではないんですけども、そういうふうな方の手当というか、そういうのはどういうふうになっておるんですか。例えば土・日・祝日のときに2時間とかそこら出られるというか、これを仕事と見るのかどうかでころっと変わってくると思うんですけども、やはり私は、そういうふうな行事であっても、職員の方が出たら、これは仕事だというふうにとらえるんですけども、そういう方の手当とか、1日出たら代休をとるとか、そういうところはどうなっておるんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）職員が土・日に出た場合の勤務かどうかということも踏まえて、これにつきましては、あくまでも職務命令に基づいて出勤なり勤務した場合につきましては、それに相当する時間外手当を支給しているところでございます。ですから、先ほど議員が申されたように、どういう形で出られたのかはわかりませんが、基本的に職務命令があれば、それに対する手当の補てんはさせていただいているところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）職務命令というのは、例えば公民館だったら館長の命令というふうな感じ、命令というか、館長のそういうふうなのですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）そのとおりでございます。直属の上司が命令するものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それは、今は手当とかそういうのは出ておるということですか、命令とあったら。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）基本的に、先ほど町長の方がご答弁させていただきましたように、命令する時間も長短がございます。町の規定の中にも、長時間勤務する場合に職員の健康等に配慮して勤務時間の振り替えをする制度もあります。それから、休日の代休をとる制度もございます。それらを活用していきながら、職員の健康管理と、及び時間外手当の縮減をあわせて行っておるところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それは例えば土・日だったら、半日でも対象になっておるんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）振り替えにつきましては4時間もしくは8時間の勤務を対象とするものでございます。また、代休につきましては8時間を対象とするものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）わかりました。

次に、庁舎の特に2階、3階なんですけれども、特別におくことはしないというふうなことだったんですけれども、やはり2階とか3階、特に教育委員会なんかがありますから、3階は、ご存じのように、そんな高いところですね、カウンターが。いすもないと。じゃ、何か書類を書くのにも立って書くような状況なんですよね。そういうふうな

ところでやはりある程度スペースの確保というんですか、庁舎も狭い感じですが、でも、スペースそのものはいち立てというんですか、そういうものを置くだけで簡単にできると思うんです。2階もやはり同じだと思うんですけども、一般の町民の方が来られていろいろな記入をするというところで、特に例えば仮に公園の使用許可か何かを書こうと思ったら、あそこの都市整備課が一番奥にあるわけですね。あそこの奥まではなかなか入りづらいとか、やっぱりそういうのがあると思うんです。そういうもので、書くといっても、書くような場所もないわけですから、そういうのも、庁舎がもう古いし、レイアウトを変えるというふうなことはなかなかできないと思うんですけども、その分だけ町の職員の人もなれっこになってしまっておるんじゃないかと思うんです、そういうふうなことに對して。今、坂とか熊野とかは大変新しいですから、そんなことはないですからね。町民の利便性、サービスを向上する意味でもそういうスペースはやはり確保してほしい、そういうふうと思うんです。会議室があるからいいじゃないかと言われるけれども、そこにあつたら使えるんですけども、会議室をわざわざ利用するというふうなことにはなかなかかなりにくいと思うんです。その辺もやはり少しのスペースでいいわけですから、そういうふうなものをぜひとも設置をお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この点につきましては私の就任以来、総合案内所というのを玄関口に設けております。その人の立場を尊重しながら、例えば足の悪い方だったら、2階、3階が難しい方は総合案内の方で、ここへ行きたいんじゃないかとどうだとか、上がりにくいからどうだということを言っていただければ、十分その対応に応えるような形でやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）私はそう難しいことじゃないと思うんですけども、なかなかやってもらうようなことにはならんようなお答えなんですけれども、そうスペースもかからないし、それこそ机を1個持って、スクリーンというんですか、つい立てというか、ああいうのを置くだけでもやっぱり随分違うと思うんですけども、そういうふうなところ。ただ総合案内所があるからと。総合案内所は下にあって、実際に上に上がってきたらなかなかわからないというふうなところがあると思うんですけども、やはり町民の方に対してそういう配慮があってもいいんじゃないかと思うんです。これはそう難しいことでもないし、頭をひねることでもないの、ぜひともそういうスペースを設けるように、お

願いというのもおかしいんですけれども、それこそお金もかかることでもない、費用もかかることでも何でもないわけですから、ちょっと動かすだけでいいわけですから、そのところはすぐできるわけですから、お願いをして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺善隆でございます。2点について質問いたします。

1、放課後児童クラブの定員数について。現在、各小学校において対象児童数が大幅に増加し、定員数をオーバーして、入会できない児童があります。特に海田南小学校区は新開蟹原線の道路整備がなされ、まちづくりが進められております。それに伴い、住宅の建設も進んでおり、今後ますます児童数の増加も見込まれます。定員数の見直しをされるお考えはありますか。

2、色覚バリアフリー対策について。特に赤や緑のまじった特定の範囲の色について、差を感じにくいという色覚特性を持った色覚障害者が、男性で20人に1人、5%、女性で500人に1人、0.2%の割合で起こるとされております。多くの人が不便を感じつつ生活している可能性があります。インターネットやコンピュータの急速な普及によってますます多様な色彩を活用する機会の多い今日において、その対策を確立させていく必要があると考えます。そこで、以下の点について質問をいたします。

①海田町のホームページやパンフレット等の発刊物などは色に配慮したものになっているのでしょうか。もしなされていないのであれば、今後これに配慮した取り組みを行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

②平成15年度より、学校における色覚異常の検査が廃止されました。検査の廃止に伴い、教師や学校側では色覚異常の児童・生徒に対しての意識が薄れることが懸念されております。現在、どのような対策をとられていますか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡） 渡辺議員のご質問の２点目の１番につきましては私から、１点目、２点目の２番につきましては教育委員会から答弁をいたします。

色覚バリアフリー対策についてのご質問でございますが、本町のホームページやパンフレット等の刊行物の多くにつきましては、白地の背景に黒や青などの文字を使用し、濃淡をはっきりさせるなど、既に色覚障害をお持ちの方々にも見分けやすいように配慮しております。今後につきましても、色の選択の仕方やデザインなどに一層の配慮を行い、色覚障害をお持ちの方々だけでなく、すべての方々にとって見やすく、不便を感じないような紙面づくりに努めてまいりたいと考えております。

それでは、１点目、２点目の２番につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田） 教育長。

○教育長（正木） それでは、児童クラブの方からお答えいたします。児童クラブの定員の見直しについては本年度、西小学校を除いて他の３校すべて定員をオーバーした状態で運営しております。児童クラブへの入会希望者がここ数年ずっと増加傾向にありますので、今後も児童の安全面や申し込み状況等を勘案しながら見直していく必要があると考えております。

次に、学校での色覚バリアフリーの対策でございますが、これまでは、色覚異常の児童・生徒について教育活動上の配慮が必要であるという考えから、色覚検査が実施されておりました。しかし、近年、色覚検査において異常と判断される児童・生徒であっても、大半は大きな支障もなく学校生活を送れるということの判断から、平成15年４月から、学校における児童・生徒等の定期健康診断の必須項目から削除されることになりました。このことは、色覚異常の児童・生徒については教育活動上全く配慮が必要でないという意味ではございません。この対策として、授業で使用するグラフは、色だけで情報を表現するのではなく、文字情報も併用したり、図柄を加えたデザインにするなど、工夫されております。また、黒板を使用するチョークの色遣いについても、スライド等の色遣いも含めて配慮しているところでございます。

○議長（原田） 渡辺議員。

○５番（渡辺） 再質問をさせていただきます。まず、放課後児童クラブについてでございますが、今、定数が、答弁がありましたように、西小学校、海田小学校、東小学校が40名ですね。南小学校が60名ですか、なっておりますけれども、今後、その状況を見て見

直すと答弁がありましたけれども、大体この定数の数といいますか、これはどの辺までを目標にされているんでしょうか。その辺をひとつよろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）定数について誤解があるようなので、申し上げておきますが、海田小学校校区が60名、海田南小学校校区が60名、残りの東小学校校区、西小学校校区が40名でございます。この定数の変化を申しますと、これは現在、社会教育の分野であるという位置づけで本町の場合は扱っておりますけれども、これは少子・高齢化の福祉対策の一環でございます。小学校の保育所版と思っていただければいいと思うんですが、本町でも状況を勘案しまして、14年のときは合計数が160名でした。15年に180名、16年に200名。1年ずつ定数を見直してきております。これはなぜかと申しますと、少子化対策の意味というものをも十分考慮しまして、非常に子どもが減っているにもかかわらず希望者が多いということもございます。ですから、何年に何人増やすということはありませんが、施設のやっぱりキャパシティの大きさがありますので、国の基準とかというものはございませんけれども、ある程度、小学校1、2、3年までを来てもらうような対象児童にしておりますので、小学校の最低基準とか保育所の年長児の最低基準等を勘案しながらそこらは考えてまいりたいと思います。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）特に海田南小学校校区につきましては、平成12年度から平成17年度まで年々児童数も増えてきております。また、今後も増える見込みというんですか、こういう条件もあると思います。そういう状況のもとでの対象児童数も増加しておりますので、また、勤めなどで自宅に保護者がおられない児童が対象になっておりますので、先ほどの答弁にもありましたように、子どもの安全確保のためにもひとつ積極的な見直しといいますか、進めていただきたいと思います。

それと、色覚異常の①の方なんですが、先ほど、既に海田町においては色覚異常の人に対応した色遣いをされているというご答弁がありましたけれども、これを進めていくためにはやはり町だけではなくて出版業界への協力とか、またその業界への働きかけというんですか、こういうことが非常に重要になってくると考えますけれども、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）色覚バリアフリーにつきましては今後とも、例えば印刷業者とか出

版業者の方にも働きかけて、より見やすい刊行物をつくっていきたいと考えております。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）もう一つ、色覚の②の方なのですが、先ほど答弁いただきましたけれども、おっしゃるように、平成15年4月より色覚検査が削除されたわけなのですが、教育活動上全く配慮が必要ないということを意味することではなくて、かえってそれまで以上に、検査がなくなったということで、配慮がそれ以上に必要になってくるんじゃないかと思います。教職員の方々も教育活動全般にわたって、色の見分けが困難な児童・生徒もいるかもしれない、そういった前提で児童・生徒に接するといった、そういった配慮も必要だと思いますけれども、そういうことはなされているのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）15年に国の方で検査項目から除外したというときは、全く必要でないという意味ではなくて、大きな支障はないであろうという見解からされたわけです。それと同時に、した後もマニュアルを出しまして、今後はこういうふうにやりなさいというのがすべての市町村に冊子として配られました。これはどういうことから成っているかといいますと、大ざっぱに申しますと、指導の基本的なことと、学習指導のあり方、進路指導のあり方、相談体制のあり方、この4つの項目についてまとめたマニュアルとして例示を表記しながら各学校に配られております。確認しましたけれども、各学校でもそれは十分考慮して、小学校、中学校ともそのマニュアルに従って、先ほど申し上げましたような、色の工夫とかそういうことをやっている。ただ、検査がなくなっからは、学校の方で子どもに対して色覚異常があるかどうか分からないと。保護者の方から相談があれば、そういうことで特別な配慮といいますか、できますけれども、そういうことがないので、全員がその可能性があるという前提のもとに授業等を行っているんだということを聞きました。これはやっぱり今話題になっておりますプライバシーとのほざまの中で、あなたは色覚異常者かというような問いかけはできませんので、個別に相談があったら、それなりに配慮してやっているというところでございます。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）ただいまの色覚異常の②の方なのですが、学習指導について先ほどご答弁いただいたんですが、再度確認で質問させていただきますと、特に学校の場合は黒板に字を書いて授業、指導されますけれども、その場合、緑色の黒板といいますか、あれには赤とか青のチョークを使うと非常に見えにくいということで、主に白あるいは黄色を

使うとか、また、重要性を強調するためにあえて赤チョークを使用する場合には、違った色でアンダーラインをつけるとか、囲いをつけるとかというようなことが留意することとして示されておりますけれども、こういったことも具体的に指導の中には取り組まれているのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）特に指導のあり方の中では板書、黒板を使うときですね、これについては4つのことが掲げられております。これに沿ってやっておるんですけれども、1つは、黒板は明るさが均一になるように照明を工夫しなさいと。もう一つは、当たり前のことなんです、黒板は常にきれいな状態で保ちなさいと。汚れていては区別がつきにくいということだろうと。それから、チョークの色については白と黄色を主体に使うようにという指導でございます。あえて白と黄色以外のチョークを使用する場合にはアンダーラインや囲みをつけるなどの工夫をしなさいということでございます。基本的にはこういうことで、黒板を使うときは注意してやっています。

○議長（原田）次へ参ります。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく3項目についてお尋ねいたします。

まず第1点、ユニバーサルデザインとバリアフリー化についてお尋ねいたします。初めに、ユニバーサルデザインとバリアフリーの定義は次のようになっております。ユニバーサルデザインとは、改善または特殊化された設計なしで最大限可能な限りすべての人に利用しやすい環境と製品のデザインのことです。バリアフリーとは、障害のある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には、障害者の社会参加を困難にする障害の除去、ソフト面の思いやり、気持ちなどを含むとあります。ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いを見ると、バリアフリーはもともとあったバリアを取り除くこと、それに対してユニバーサルデザインは、最初から取り除かれている、特殊な調整をしないことを指します。現在はユニバーサルデザインを理想としつつ、バリアフリーの観点で実績を積み上げていこうとし、まちづくりにおいても両方の観点から進められるケースが増えてきております。一方、2015年には国民の4人に1人が65歳の高齢者となる社会を迎えようとしております。高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、身体障害者などの方々についても社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。このためには、これらの方々が気軽に安心して公共交通機

関を利用して移動できるようにすることが必要ですが、公共交通機関の利用に当たっては現に様々な障壁（バリア）が存在しており、この障壁の除去、バリアフリー化が大変重要な課題となっています。これを解決するため、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、通称交通バリアフリー法では、駅やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について、地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることとしています。そこで、本町の取り組みについて次のことをお尋ねいたします。

まず第1点、現状、バリアフリー化はどの程度進められているのか、また、計画はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

2点目、今後、バリアフリー化はどのように進められるのか、お尋ねいたします。

3点目、具体的に、昨日から質問が出ておりますが、交通バリアフリー法によると、乗降客数5,000人を超える駅舎には積極的にエレベーター、エスカレーター等をつけることとされているが、JR海田市駅やその周辺のバリアフリー化はどのようなになっているか、また、街路においてもバリアフリー化はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

4点目、ユニバーサルデザインの観点で新規の事業計画がなされているか、お尋ねいたします。

5点目、今後、ユニバーサルデザインによるまちづくりをどのように考えているか、お尋ねいたします。

次に、大きく2点目の無電柱化についてお尋ねいたします。道路から電柱をなくし、地下に電力線や通信線をまとめて収容する電線共同溝などによる電線類地中化について、昭和61年から平成15年まで4期18年間、計画的に進められ、これまでに約6,400キロメートルの地中化が図られました。その間、整備対象地域も電力需要の高い大都市から住宅地域へ整備対象を拡大し、地中化の方式も構造のコンパクト化、コスト縮減をねらい、単独地中化方式（キャブ方式）から電線共同溝方式に移行されました。しかし、国土交通省の調べによると、平成15年3月末の比較では、ロンドンやパリでは100%、ニューヨークでは72.1%、無電柱化を達成しているが、東京の23区の場合はわずか5.2%と大きく立ちおくれ、全国平均の幹線道路は7.1%で、非幹線道路は0.9%で低いことから、引き続き推進していく必要がありました。その上、交通バリアフリー法の施行や観光立国行動計画の策定がなされ、歩行空間のバリアフリー化、歴史的な町並みの保全、避難場所の確保など都市防災対策、良好な環境の形成などの観点から、より一層強く求められてい

ます。そこで、平成16年度から平成20年度までの5期の電線類の地中化は、安全で快適な都市空間を形成するために必要な道路施策の1つに位置づけられ、整備の目標は、市街地の幹線道路の無電柱化率を9%から17%に、政令指定都市などの主要都市では48%から58%に向上させ、くらしのみちゾーン、バリアフリー重点整備地区、重要伝統的建造物保存地区等の非幹線道路も含めた面整備（平成15年度末で407地区）ではおおむね70%の地区で整備がなされています。この進め方は、コスト縮減を図り、無電柱化を推進するため、都市部のバイパス事業、街路事業やバリアフリー化事業などと電線共同溝などの原則同時施工や、浅くコンパクトに埋設する方式（浅層埋設方式）の標準化が図られます。この効果は、バリアフリーの歩行空間を形成し、美しい景観を創造し、災害に強いまちづくりが進められ、情報通信ネットワークの信頼性を向上させます。以上、国土交通省と関係省庁、関係事業者による無電柱化推進計画を受けて、本町の無電柱化について次のことをお尋ねいたします。

1、現状、無電柱化率は何%で、実施場所はどこか、また、計画はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

2、今後の無電柱化をどのように考えているか、お尋ねいたします。

次に、大きく3点目の社会保障給付についてお尋ねいたします。平成17年5月16日に、財務省の諮問機関である財政制度等審議会は、年金や医療など社会保障給付の水準を今のまま維持した場合、公費負担、国・地方の合計ですが、10年後には1.5倍を超し、20年後には2倍以上に膨れ上がると試算されました。10年後の国の一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の赤字を解消するには、社会保障給付を抑制するほか、増税と歳出削減が避けられないと言われています。そこで、本町に関して次のことをお尋ねいたします。

1点目、現状、平成16年度の国民健康保険、老人保健、介護保険の収支はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

2点目、社会保障給付の水準を今のまま維持すると、10年後には負担はどのようなになるのか、お尋ねいたします。

3点目、国・県を越えた支給や助成はどのような考えでどのようにされているのか、お尋ねいたします。

4点目、今後の社会保障給付はどのようなになっていくのか、お尋ねいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、まず、ユニバーサルデザインとバリアフリー化についての質問でございますが、1点目、2点目のバリアフリー化の現状、計画及び進め方につきましては現在、海田市駅を中心に、通勤・通学、公共施設へのアクセス道路として利用されている道路のバリアフリー化を重点的に進める特定経路として定め、整備を進めております。今後も特定経路の中で整備の可能な路線から順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の海田市駅舎及び周辺のバリアフリーにつきましては、昨日から4名の議員の方からこのバリアフリーについていろいろ質問いただきましたが、海田町といたしましては連続立体交差事業や海田市駅南口土地地区画整理事業の中で整備する予定でございますが、そういう方針の中で何か早いうちにこれが実行できればいいという案を各方面へ呼びかけたりお願いに行ったりする活動を進めてみたい、こういうように思っていますので、よろしくお願いします。

4点目のユニバーサルデザインによる新規の事業につきましては、駅南口土地地区画整理事業がございます。

5点目のユニバーサルデザインによるまちづくりの考え方につきましては、障害の有無、言語、性別、年齢等にかかわらず、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方は今後のまちづくりに不可欠なものと考えております。

続きまして、無電柱化についての質問でございますが、1点目の現在の実施状況及び計画につきましては、実施状況はございません。計画につきましては、海田市駅南口土地地区画整理事業の中で計画をしております。

次に、2点目、今後の考え方につきましては、無電柱化を推進することは、バリアフリー化を含めたユニバーサルデザインにつながるものであり、安全で快適な通行空間が確保できますし、都市災害の防止につながるものと考えております。しかしながら、この事業は国・県を含めた行政だけではなく、占用する会社等のすべてが協力しなければならないものであります。現下の経済情勢を見れば、コストという非常に大きな壁がございますので、現時点で無電柱化を実施することは考えておりません。

次に、社会保障給付につきましては質問でございますが、まず最初にお尋ねの平成16年度国民健康保険・老人保健・介護保険各特別会計の収支でございますが、国民健康保険及び介護保険につきましては収入が支出を上回っております。しかしながら、老人保

健につきましては、今議会で承認いただきましたとおり、繰り上げ充用等により16年度の歳入不足を補う方法を講じることで歳入・歳出額の均衡を保つものとなっております。

2点目の、社会保障給付の水準を今のまま維持すると、10年後には負担はどのようなかということでございますが、議員ご指摘のように、本町におきましても国と同様に10年後には約1.5倍に増えていくものと推計しております。

3点目の国・県を超えた支給や助成事業でございますが、県内各自治体におきましても国・県の補助に対する上乗せ事業として行っている状況もあります。特に福祉制度については他自治体との均衡を保つ必要もありますので、今後とも動向等の情報収集に努めながら十分に検討していかなければならない課題であると考えております。

4点目の今後の社会保障給付につきましては、国の社会保障審議会において医療保険制度改革等の審議中であり、町としましても国の動向等を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それでは、まず1点目のユニバーサルデザインとバリアフリー化についてから再質問をさせていただきます。まず、1点目といたしまして、国土交通省都市地域整備局の支援メニューというのを調べてまいりましたので、報告させてもらいたんですが、軌道駅における旅客施設のバリアフリー化、これが自治体補助率が3分の1、それから駅前広場、道路などバリアフリー化、これが2分の1の補助が出るようになっております。それから、自動車駐車場の整備に対する日本政策投資銀行による融資、これは三セクと民間が対象になるんですが、事業費の25%から70%、利子が2.15%、これは平成13年度現在なんですが、そのような制度もあります。それから、同じく自動車駐車場の整備に対するN T T株式売却収入の活用による無利子貸付金、これは三セクに限るんですが、事業費25%から50%融資の無利子でというふうに、多分こういった補助が現状いろんな形で出てきております。今回の町長の発言の中に、今後、補助金や交付金は下がることはあっても上がることはないとか、最小の投資で最大の効果を得たいということを一応話されておると思うんですが、やはり調べると、いろんな補助を活用することは必要だと思うんです。今後特に行財政改革を進める上においてはですね。特に補助金が減る中で、こういった補助金が出るようなところも結構あるわけなんですね。こういう活用をぜひとも使いながら行財政改革を進めていただきたいんですが、その点、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の全く仰せのとおりでございまして、私どもも現在の情報化時代  
でインターネット等を通じてあらゆる国の情報、地域の情報をいち早く情報収集しながら  
取り組んで頑張っていきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今のような情報の中にもう一つ、「Q & A」という中におもしろいような情  
報があったんですが、従来の補助金になされておっても、それ以外に対して補助金を出  
しますよというような情報があったんですが。意味合いはわかりますかね。だから、補  
助の内容が変わっても出ますよというような施策があるんですが、その点、執行部の方、  
もし情報があるようだったら聞きたいんですが。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西田議員の言われる補助金の制度ですけれども、まだ詳細というか、  
把握はしていないんですけれども、どういう補助金的なものがあるかどうか。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）具体的な補助金はわからないんですが、ここに書いてあるのは支援策につ  
いてというので、法律ができたことにより従来の補助金はどうなるのかというような質  
問に対して、従来の補助金は法律とは別個に存続しますというような回答を出されてい  
るわけです。だから、省庁の違うようなところから出てる補助金とこっちの補助金と  
は両方並行して出すよというような意味合いで私はとらえたんですが、そこら辺、執行  
部の方はご存じだったらお答え願いたいなと思っております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）確かに補助金の関係が、今までは道路とか河川とか個別のもので来て  
いたものが、地域というか、区域の方で変わってきているということは知っております。  
しかしながら、補助金がどちらのメニューでどうなるかという詳細のことについてはま  
だわからない面がございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今回のこの今質問している中で交通バリアフリー法ですか、そういったも  
のの補助金が、従来もらってきた補助金が対象となりますよという意味合いで私はとら  
えて質問したんですが。詳しいのはわからないので、もう一度調査していただければと  
いうふうに思っております。

次に、3点目ですね。これは昨日からいろいろ議論されていますが、JRの高架事業で駅舎内のエレベーター等のバリアフリー化計画、これが上位で今、申請が出されていますから、それによって今回、交通バリア法に基づいて申請しても、それはできませんよというような回答というふうにとらえているんですが、それはそれで正しいでしょうか、お願いいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）交通バリアフリー法に基づく補助金等の考え方なんですけれども、これは本町において連立の立体交差事業、これが都市局の事業として採択されています。その中へ同じ国交省の費用として交通バリアフリー法に基づく3分の1の補助をもってJRの方で事業主体となるということについては非常に難しいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それで、昨日から出ておるように、それが実際にでき上がるまではやっぱり10年以上かかるというようなことが話されているわけですね。駅ができ上がるときに当然エレベーター等もできるような現状もございますので、これを前倒しできるというようなことはできないんでしょうか、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）その点につきましては、先ほど答弁いたしましたように、できるだけいろんな手段を使って努力してみることによって理解いただきたいと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）先ほどいろんなところに連絡調整しながら交渉はしていると言われているんですが、要望書等はつくられたことがあるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）要望書も陳情書もつくって関係機関の方へ持って、また、先ほどもお話ししましたように、広島県選出の代議士の方へもお願いに行っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）その要望書はエレベーターとか段差に関しての要望書を出されているということですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）エレベーターも含めて、海田市駅周辺のバリアフリー化についても一緒にございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）その話の中に、結局財政面が問題になっているのか、方法論が問題になっているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）国の方としましたら、昨日から何回も答弁しておりますように、海田町の場合は連続立体交差事業があるというのが大きな重荷になっておるんです。それさえ解決すれば、いつでもそれは着手できるものと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、早く、財政的に問題ではなくて、そういった計画が、青写真ができてからだめだというふうに……。どちらなのでしょう。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日から何回も答弁しておりますように、二重投資ができないという国の方策ですね。今やっておって、改めて高架が10年先に来たときにまた新しくやりかえにゃいけん、その二重投資の問題を向こうは言っておるわけです。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、地方自治体がお金を出すからつくるといふようなことはできないというふうに理解していいですか。その点をお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それでは我々が町民のサービスにつながらんということで、どういう方法でやったらいいかということ国の方にもお願いしたり、JRにも再三それを陳情したりお願いしておるんです。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）わかりました。今後もこのバリアフリー化に関しては積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、次に無電柱化について再質問させていただきます。無電柱化の進捗状況を調べてみたんですが、中国地方では6.5%、広島県は4.3%、政令指定都市広島市は8.1%、先ほど回答がありましたように、本町はゼロ%というふうになっているんですが、このように、周辺も含めて、海田が、政令指定都市のすぐ隣にあるんですが、ゼロ%という。やっぱりもっともっとこれは、随分前、約20年ぐらい前にそういったものが打ち出されて、計画が出されて進められている中で、20年たってまだ海田はゼロ%という状況にあ

るんですが、この周辺地域ではどのような状況になっていますか、お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私の調べた状況では、この周辺地域にはほとんどありません。例えば新しく団地をつくるとか、都市計画でやるとか、広島市でも並木通りが無電柱化ということを知っていて、あれ以来、この周辺で地下電柱というのは全然聞いたことがありません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）いや、あるんです。府中にはございます。熊野、坂はまだ調べていないので、わからないんですが、府中には現実にできております。府中の例をとらせていただきますと、ダイヤモンドシティの高架部分、東側部分のところ、これは一応県道という形で県でやられたんじゃないかと思いますが、無電柱化になっているというのと、もう一つは、今回の回答にもありましたように、府中も駅前周辺の開発の中でそういった無電柱化を図っておるというふうに聞いております。海田も駅前の周辺開発に関しては無電柱化を図っていくというふうに先ほど回答がありましたので、今後、少しずつではありますが、進んでいくものと思っております。

じゃ、2点目の技術面の進展という観点で見たいと思うんですが、キャブ方式というのが昔あったんですね。それが幅が150で高さが150の大きさだったものが、電線共同溝方式というのは幅が70センチで高さが50センチと非常にコンパクトになってきておるわけですね。もう一つ、従来の場合は幅員が2.5メートル以上必要であったとか、今は浅層埋設方式というのは2.5メートル以下の歩道でも設置が可能であるようなものができております。要するに非常にコンパクトになってきているという現状があるんですが、そういったところを踏まえて、海田町内にはそれに該当するような場所というのは結構あると思うんですが、そこらの研究はなされたことがありますか、お願いいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のとおり、今はCCキャブというて、いわゆる小さいキャブ方式ですね、そういうのが主力になっております。これで、今言われたように、2メートルぐらいの歩道でも設置が可能だと思っています。しかしながら、今、町がそういう管路を敷設した後、事業者等が線を入れていくわけなんですけれども、そういう中で協議会というのが設置されています。その話の中で計画を立てて実行していくという中で、海田町においてそれだけの電気需要やいろんな面を勘案したときにいわゆる事業者として乗っていただけるような路線としてはまだ現実にはないと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）技術面の観点からに関してはやはり海田町では進めることは可能なところは結構あるというふうに理解していいわけですね。

それと、無電柱化のメリットを考えてみたんですが、昨日来、災害についての質問等がありましたが、この災害に対しても非常に無電柱化というのは有効に効いてくるというふうに言われております。これはN T Tの資料なんですが、阪神大震災のときに地中化の方が被害率が80分の1であったと。非常に災害に強かったというふうに実績があるわけなんです、それ以外に、無電柱化することによって、安全で快適な歩行空間が確保できるとか、都市景観を向上させることができるとか、それから、当然今後情報化社会に入ってきますから、そのネットワークの信頼性が向上するとか、こういうメリットがあるわけです。これらこういったメリットはやはり、今からいろんな行財政改革をやる中でまちづくりをされると思いますが、そのまちづくりにそれを発展させていかれる考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに一番いい方法なんですけれども、実現と実際がなかなか伴わない事業じゃないかと思います。そういうことで、新しいまちをつくるときにはぜひそういう新しいシステムにしたいんですが、現在は考えておりません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）メリットは一応認められたということですよ。

それから、4点目、費用負担のあり方というのが実際国土交通省から出ているんですが、これは当然ご存じだと思うんですが、電線共同溝方式というのは電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づいて道路管理者及び電線管理者が負担する。それからもう一つは、自治体管路方式というのは、管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担する。それから、単独地中化というのは全線、電線管理者が負担する。それから、その他として、協議会等で優先度が低いとされた箇所においても無電柱化を実施する場合は原則として全額、要請者が負担するというふうにあります。その費用負担のあり方なんです、今後、地方自治体として進めていくときに、できるだけお金を出したくないという気持ちはあるんですが、先ほどのメリット等を踏まえて、こういった負担割合をどの程度考えられているのか、お伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しましたように、今現在はそういう考えは持っておりませんので、やるときになったら考えていきたいと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、まちづくりの計画の中にそれらをしっかり反映していただいて計画を立てていただきたいと思います。この無電柱化を、実際にはいろんなメリットがございますので、そういったものを進めていくというのは、海田町のいろんな特色をつける意味で非常に重要だと思います。先ほども言いましたように、補助金もいろんな補助金の対象として出てきておりますので、その補助金をしっかり活用していただいて今後の計画に反映させていただきたいというふうに思います。じゃ、この無電柱化に関しては以上で質問を終わります。

次に、3点目の社会保障給付について再質問をいたします。まず第1点目の、社会保障として国や県の基準以上、要するにオプション部分ですが、その事業を本町も実施していますが、この周辺との現状はどのようになっていますか、具体的に回答をお願いいたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ご質問の社会保障ということでございますけれども、この社会保障という内容は非常に広うございまして、医療費もありますし、国の保障の中でいろんな部分があるわけがございます。そうした中で、ただ単に付近と比べてどうかと言われたときに非常にお答えしにくいと。ポイントを挙げていっていただければというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それじゃ、一応、範囲が広いということで、ポイントを挙げますと、乳幼児医療費補助事業、重度心身障害者医療費助成事業、療養援護金支給事業、老人医療費助成事業、精神障害者通院医療費支給事業、そのように限ってもよろしいですから、その範囲でこの近郊とどのように差があるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（原田）今の質問に対して執行部の方では回答が準備できていないようですが、質問の角度を変えていただけますか。

○4番（西田）それじゃ、社会保障のオプション部分に関して、先ほど他自治体との均衡をとって行っていくというふうに答えられたんですが、他自治体の均衡をとるということは、逆に、他自治体の状況がわかって均衡をとるというふうに理解したんですが。だから、他自治体がどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）まず、福祉課の所轄管といたしまして乳幼児医療でございますが、これはこの周辺の他の市町村、広島市、府中町、坂町、熊野町ですが、これは海田町と同じように、ゼロ歳から6歳、小学校就学前児童までを対象として行っております。それと、重度障害者医療につきましても、他の市町村も同様に、障害者の場合は1級から3級の身体障害者手帳所持者、それと丸Aから丸Bまでの療育手帳所持者を対象に重度障害者医療を行っております。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）老人医療の助成事業につきましては、ご承知のとおり、低所得者への保健の向上と生活の安定を図るための助成事業でございます。高齢者の負担と健康づくりのために大きな役割を占めておりますが、この制度につきましては、ご承知のとおり、県制度に伴いまして町分の上乗せをしております。この制度につきましては、県の制度に合わせまして平成16年10月から段階的な廃止ということで、平成21年10月には廃止されるものとなっております。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）保健センター所管の精神障害者の医療費公費負担の関係ですけれども、医療費につきましては95%公費負担ということで、県がこれを公費負担しておりますけれども、あとの5%部分について町が負担をしております。それが今、広島市が同じように5%負担をしておると。府中町につきましては、国保の加入者でそういう該当される方については5%の負担をしておる。社保の方はしていないということのようです。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、それらを踏まえて今後の方策として、オプション部分に関してはやはり近郊のバランスを見ながら進められていくというふうに理解してよろしいですね。回答をお願いいたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）社会医療費あたりのそういった、オプション部分というふうに表現をされますけれども、町の単独事業等のあり方につきましては、そのときそのときに応じて、いろんな社会の流れの中でこの部分については考えていかにやいけんだろうというものが出てまいります。そういったものについては付近町を参考にしながら改正をすること

はあろうかと思えますけれども、今、西田議員がおっしゃいます、全体を一度に他の近郊の公共団体と合わせて云々ということは、これは差し控えるべきであろうというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）こういった質問をしたのは、今後、行財政改革、それから国が今、新聞等ににぎわしておりますが、出てきておるわけですね。社会保障費の問題が今クローズアップされて、審議会の意見が出てきております。この中で圧縮されるのは、社会保障費の伸びの抑制、公共事業の削減、ODAも含めてですが、それから、地方公務員の人件費削減、これは圧縮方向に動いているわけですね。拡大方向は、どっちかという、定率減税の縮減、将来的には消費税等も上げるというようなことを、7日ですから、おとといの新聞に載っておったわけですが、こういった方向でどんどんと行財政改革が進められる中でやっぱり社会保障をどのように位置づけるか、これは非常に重要なことだと思うんです。そのメジャーを近郊に合わせていくのか、うちは独自でやっていくのかといったところをお聞きしたかったんですが、今の話によると、やっぱり近郊のものをしながら今後は進めていくというふうに理解してよろしいでしょうか、お願いいたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ちょっとニュアンスが違うんですけれども、あくまで近郊を主体に考えていくということではありません。先ほどご答弁しましたように、あくまで基本は町の考え方で、そういう流れの中で改正する必要がある場合の検討として当然周りの公共団体も参考にしていこうというものでございます。それと、中で、今、社会保障一般ということで国の流れの話もされておりますけれども、社会保障といいますのは年金、保険、あるいは生活保護、そういったこと全般を含めたものでございますので、そうした中で町の施策と一本で考えていくのは非常に矛盾があろうかというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、社会保障費で特に今の医療費補助の関係、こういったところが随分今から抑制されていく、極端な場合はサービスが落ちるケースも出てくるというふうに考えるんですが、今はあくまでも負担のところをお話をさせてもらったんですが、サービス面に関しては各自治体でも随分変わってくるわけですね、そのサービスを受ける割合というのが。利便性も含めてですね。だから、やはりそこらの考え方をはっきりとさせていただきたいんですが、国等もまだ出てきておりませんので、非常に答弁しにく

いところがあると思いますので、これは今後また機会があれば質問をさせていただきたいというふうに思いますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。4項目について質問いたします。

1、地球温暖化防止の施策について。今日、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたライフスタイルや経済・社会システムに伴い、環境への負荷が高まっており、地球温暖化をはじめ、地球規模で環境の劣化がますます深刻になっております。そこで、京都議定書が定める目標に、温室効果ガス排出削減を目指さなければなりません。そこで、質問をいたします。

1、海田町の6月の環境月間の取り組みについて。

2、昨年、町におきましては夏の一時期、黄色のポロシャツを着用されておりましたが、地球温暖化防止と省エネルギーのために6月から9月までノーネクタイ、ノー上着を徹底するお考えはありませんでしょうか。何かノーネクタイはこの6月1日から始められたということで提示はされておりましたけれども、あとノー上着の件についてお考えをお聞きいたします。

3、学校教育において環境月間の取り組みはどのようになされておりますでしょうか。

4、学校に将来、燃料電池事業を導入されるお考えはありませんでしょうか。

次に、行財政改革について。海田町行政改革大綱が策定され、実施計画及び財政健全化計画の策定に入っておられるわけですが、1、特別職の職員等の給与の特例に関する条例は平成17年12月31日までの間となっております。その後の条例は制定をされるお考えでしょうか。

2、昨年4月、総務省が各自治体に退職時特別昇給制度について早期廃止の要請をしておりますが、我が町の方針はどのようになされますでしょうか。

3、企業立地促進補助制度の創設について。数年来不況が続きまして、海田町におきましても企業の撤退とかがいろいろありますが、今、景気が少しずつ上向いておりまして、銀行も土地を購入するのに随分融資を始めているようでございます。地域経済を活性化するための方策の1つとして新たな企業進出による産業集積と雇用の拡大が急務となっております。そこで、企業立地促進補助制度を創設するお考えはありませんでしょうか。

最後に、理事職の設置について。5月2日、ファクスで突然町長付理事を採用したという報告がございました。

1、理事を採用した理由、採用方法はどのようにでしたでしょうか。

2、理事の職務権限、決裁権限について、お知らせください。

また、設置期間はどのくらいを予定されておりますでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員ご質問の1点目の1番、2番、2点目、3点目、4点目につきましては私から、1点目の3番、4番につきましては教育委員会から答弁をさせます。

まず、地球温暖化防止施策についての質問でございますが、1点目の本町の環境月間の取り組みにつきましては、6月広報紙に環境に関する記事を掲載いたしました。また、6月3日に「環境の日」キャンペーンとして、海田町公衆衛生推進協議会と共催で、海田市駅前で啓発物品を配布し、環境保全に関しての意識啓発に努めました。毎年6月の下旬に開催しております空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンは環境月間の恒例の行事として、本年度も地域の方々をはじめ、小学校、中学校、高校から多くの児童・生徒が参加いただくこととなっております。こうした継続的な行事が環境教育として生かされていると感じております。

次に、2点目のノーネクタイ運動につきましては、本町でも地球環境に配慮し、空調の調整を行うことから、6月よりノーネクタイ運動を始めたところでございます。また、昨年好評であった黄色いポロシャツについては、今年もこれを継続して7月から9月までの3カ月間実施したいと考えております。

続きまして、行財政改革についてのご質問でございますが、ご承知のように、平成16年1月から2年間にわたり、町長、助役、収入役、教育長の給与の10%を減ずるようしております。また、収入役も置いていないことから、この間、2,900万円の節減が図られるものと考えております。今後につきましては、人事院勧告における職員の給与の状況を踏まえ、町四役の給料や、議員をはじめ特別職の皆さんの報酬の額について特別職報酬等審議会で検討していきたいと考えております。

次に、退職の際の特別昇給につきましては、これまで20年以上の長期勤続者に実施しております。ご指摘のように、国家公務員や他の自治体においても廃止してきておりますので、本町におきましても今年度末の退職者から適用しないよう検討していきたいと考えております。

企業立地促進助成制度の創設のご質問でございますが、企業立地は雇用の場の創設を通じて地域経済の活性化を図るとともに、自主財源の確保という観点からも重要である

と考えております。広島県では平成16年12月に企業立地促進優遇制度の拡充を行い、製造業で新規雇用常用労働者30人以上、土地代を除き100億円を超える設備投資という要件を満たした大規模な工場を新設した場合に助成することとしております。海田町域も県の優遇制度の対象となっていることから、県の要件に該当するような案件があれば、その時点で町の財政状況を考慮して検討していきたいと考えております。

続きまして、理事職の設置についての質問でございますが、理事を採用した理由につきましては、先ほど前田議員のご質問で答弁させていただきましたように、これまでの行政諸課題に加え、今後の行財政改革や総合基本計画の見直しを着実に進め、身の丈に合った町政運営を見据えた場合には、私の意向を十分に踏まえ、補佐役としての助役がぜひとも必要であると考えております。このようなことから、今後の行政諸課題に対応していくため、助役の設置できるまでの間、理事にこうした役割を担任させるため採用したものでございます。採用方法は地方公務員法第17条の規定による採用でございます。

次に、理事の職務権限についてでございますが、行財政改革の推進のため、助役が行ってまいりました各部間の調整役としての役割を理事に負わせており、このため、助役権限に相当するものを理事に付与しております。

次に、設置期間でございますが、助役の設置ができるまでの間を考えております。

それでは、1点目の3番、4番につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）3点目の、学校での環境月間の取り組みでございます。各小・中学校とも6月26日に行われます空き缶など散乱ごみ追放キャンペーン、これへ参加するというボランティア活動を中心としまして、環境保護の大切さについて意識の啓発に努めております。また、小学校では4年生が社会科の授業で坂町の安芸クリーンセンターを見学することとしております。この目的は、この見学を通して、大量のごみの処理の方法や、いわゆるキャリア教育と申しますか、働く人々の努力や願いを知ることにより、地域の人々が健康で快適な暮らしが営めるよう、身の回りの環境について考える機会としております。また、中学校では1年生が、豊かな自然に親しみ、自然を大切にしようとする態度を育てることを目的とした自然体験学習を予定しております。

次に、学校への燃料電池の導入事業でございますが、この事業は環境省が所管する国庫補助事業で、まだ今年度から始まったばかりでございます。地球温暖化の原因となっ

ております二酸化炭素の排出量を抑制するため、小・中学校など公立学校の電源や熱源として燃料電池設備を導入することでこの普及を図るということを目的としております。この電池の導入が温暖化対策の1つの契機となるものとは思いますが、まだ始まってほとんど実績もございません。費用対効果など、データが不足しておりますので、しばらくは実際にやって、この事業を導入されたところのデータ等を収集して判断したいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず、町と教育の現場において環境月間、また環境問題についてどのような施策がありますかという質問に対して、答弁は本当に長年、今回も6月にはちゃんと海田広報に出ておりましたけれども、毎年同じことでして、空き缶散乱追放キャンペーンもこのことが実施されているだけでございます。そこで、お尋ねいたしますけれども、海田町は環境基本計画を策定なされていましてでしょうか。この基本計画がなければ、次への施策展開はできないと思いますが、基本計画は策定なされておりますでしょうか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）本来、環境基本計画は12年度なり13年度あたりで策定をしておくべきものだったと思います。現在、その基本計画がありません。といいますのも、12年度ごろから合併論議、また合併協議等が重なった点で、基本計画を策定していないという状況があるようですので、現在、資料等も取り寄せながら、データの蓄積ももちろん必要ですので、再度精査して、策定に向けて検討してみたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）地球上で今一番問題になっている環境問題の基本計画が設定できていない。合併問題が浮上したのは平成10年よりもっと後ですし、合併をしないと決まってからもう1年数カ月たつわけですが、それも取り組んでおられない理由は何でしょう。基本計画が策定されていなければ、私は今から質問をする項目が少なくて、この基本がなければ次へ進めないわけですので、じゃ、何年度を目標に基本計画は策定なさるんでしょうか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）まだ本年度というわけにはいきません。もちろん予算もかかることですから。当初、18年度に温暖化防止に係る基本的な方策を計画したいとい

うふうに考えておりました。今回それを手がけようということで、本年度その準備に入りましたところ、環境基本計画が現時点で策定がされていないという状況がわかりましたので、基本計画を先に策定すべきであろうということで、できれば18年度に策定をしたいというふうに今考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、学校への燃料電池導入事業、もちろん先進的な事業でございますが、海田町の小・中学校はもう大規模改修か新築をしなければ危ない校舎が随分あると思うんです。特に海田中学校の北校舎などはどうも学校の先生方が、地震が起きたらその校舎から出なさいと言うぐらい危惧をされているような校舎もある中で、学校の校舎の大規模改築、新築のときにこの燃料電池導入をお考えになるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先ほど申しましたが、まだ、これは電池と名前がついておりますが、設備なんですね。ご承知と思いますが、大きな設備なんです。特に、設置するときには今の中規模程度の施設でしたら、設置費が約1,000万ぐらいかかると。それに対する補助が決まっています。その後、じゃ、電気がどれぐらい節約できて、そこから出てくる熱がありますから、給食の湯に使うとかということで、使えるメリットがどれぐらい費用対効果で占めるのかということがまだはつきりしません。今年からやり始めてまだ、今が6月ですから、4月、5月と、2カ月ぐらいのデータしかないわけです。それも、補助をもらっていないところで、アウトラインだけでもと思ってお聞きしましたけれども、新築改築しておるので、その電気量がどれぐらいになったかというデータがまだないんだということで、じゃ、もうちょっとデータを見ないと、何でもかんでも高ければやるかということではありませので、データを見て、少々のことなら地球に優しい設備をしたいということもございますので、情報収集に努めて、そのときには新築とか改築のときにはそのデータによっては選択肢の一つに入るかも知れません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、学校教育の環境施策でしたけれども、この空き缶キャンペーンに参加するのと、小学校4年生が安芸クリーンセンターでごみの勉強をいろいろするということでしたけれども、今、国の政策はどこに動いているかといいますと、「家庭・学校から広がる環境の国づくり」といいまして、学校教育の中で環境教育に随分力が入っておりますし、今後ますます力を入れていく教科でございます。この点、国の施策に則って

県教が行うという、環境教育に対しては積極的に取り組んでいかれるお考えがあるかどうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）舌足らずになりましたけれども、ご質問が環境月間の事業はどうかということでしたので、環境月間の6月に直接に行っているものだけを紹介しただけで、環境教育というのは、教育と名のつくものは30種類ぐらいありますけれども、この中でも特に力が入った分野でございます。環境教育といいますと、教科を縦断的でなく横断的にとらえた言い方でございます。私も教科書から拾いましたけれども、一番大きいのは総合学習で取り上げてあるのが時間数としては多かったと思います。それから、教科書の中では社会の公民の中で特に1章を設けられまして、教科書は6章から成っていましたが、1つの章が全部環境についてのことでございました。それから、地理の中でも1つの章が割かれまして環境について取り上げております。それから、化学の中でも環境が章を取り上げております。こういうふうに通じて環境については特に力が入った学校での教科の授業として取り上げているところです。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私は、学校教科に対する環境教育ではございませんで、それでしたら、国が新たに「家庭・学校から広がる環境の国づくり」と銘打っているいろいろな施策を展開するわけないんですね。今回も地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業という新たな事業も展開している中で、教科書で習っているのが教育のすべてであるというとらえ方であるならば、今までと同じような展開にしかないと思うんですけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教科書の中で1つの章を割くということは、量としては、見られたと思いますけれども、すごい量があります。おっしゃるような環境事業に対することもすべて含まれています。ですから、その中で現場では扱っているということで、おっしゃられるように、環境省なりが出された具体的な事業を生徒に紹介するかというのは、発展的にはそれはあるかもわかりませんが、大きくとらえていきますと、環境教育というのは1つの教科だけで達成するものではなくて、いろんなすべての教科の中で取り上げて、大きく環境についての啓発をしていくというのが目的であろうと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）事例を1点申し上げたいと思うんですけども、今、教科書で環境教育は足りるという、私には納得できない。子どもたちはそれで教育が全体的になると思っておりませんが、静岡県富士市では環境学習の教材として、風力、太陽光発電ができるハイブリッド風車を小学校に設置したと。これは電力会社のグリーン電力基金の助成を受けて、昨年度は1校、今年度は3校に設置し、理科や総合学習の時間の教材として利用している。その発電量は少ないけれども、子どもたちが新エネルギーについてよくわかるものであって、子どもたちの環境問題の契機にするのに役立っているという事例があったわけですが、今の教育長の答弁を聞いておりますと、あくまでも教科書で環境問題は子どもたちが全部身につく、あと安芸クリーンセンターで身につくというお考えとしかとらえられないんですけども、今から学校教育において新しいそういう施策を取り入れて、将来の地球温暖化、大きい意味では地球環境を守るための人材となるような施策は展開できないのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）風車を取り入れるかどうかということは別問題にしまして、風車に関する記述も化学の中でちゃんと扱っております。ただ、実験的にいろんなことを、生物バイオテクノロジーとかサイエンス科学、天文学等、環境に優しいもので身近に取り入れるものは、それは積極的に取り入れてまいりたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）環境基本計画が策定されておられませんので、質問してもちょっと厳しい問題はあるんですけども、結局温暖化防止のためには家庭での省エネが随分貢献できるというデータが出ておまして、海田町の町民の皆様にとどのようにして環境問題、節減をPR、また啓発していけばいいのか、何か施策を持っていられませんか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）今回、テスト的ではありますが、公衛協と共同で西小の5年生全員に、昨年度の7月、8月の電気量を10%余り下げてみようじゃないかという、夏の宿題のような格好になろうとは思いますが、それをテスト的にやってみようということで、エコシートのようなものをつけてやってみて、電気をまめに消すであるとかということで、昨年度と比較してどうだったかというのをまずやってみようじゃないかということで、それが全町に広がっていくものか、学校単位でやっていくかというようなことも含めて、今年度、テストで夏休みの宿題でお願いしたところ、

学校の方も協力をしましょうということで、やっていただけるということになっておりますので、議員ご指摘のように、家庭の生活の感覚を変えたいといいますか、ということが随分今求められておりますし、それをPRしなきゃいけないという状況がありますので、そのデータをもとにまた広報などを通じてPRもしていきたい、また展開を考えていきたいというふうに思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、特別職の方の条例の制定でございますが、記憶も新しいと思われまうけれども、先ほどの答弁では議員の報酬も一緒に特別職の報酬を審議会にかけてという答弁でございましたけれども、町長が町長になられましてこの減額の条例を出されたときに私は質問をいたしました。この審議会に諮られないといけないのではないかとという質疑をいたしましたら、町長は、経費の節減とか国の人勸の問題も含めて、減額をするのであるから、その審議会にかけると思わないという答弁をなさっているんですね。そういたしますと、今回も別に審議会に諮られなくても、町長の決断で。私はこのときに質問いたしているんです。しかし、海田町の財政の健全化計画は18年、19年度からが本格的な行革に入っていくのに、なぜ17年度までですかと質疑をいたしましたら、そのときはそのときで考えますという答弁でございました。今の答弁ではこの報酬審議会に諮るとおっしゃいましたけれども、減額のときだから、諮らないで私の決断でやりましたという答弁でしたけれども、整合性がないように思うんですけれども、その点について、町長の決断でできると思うんですけれども、その点。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この報酬審議会というのは、審議会でも、上げるための審議会がほとんど多いんですね。減額にするというのは最近、行財政改革とか国の三位一体改革なんかを含めて減額になったというので、今までは全部、報酬審議会は上げるための報酬審議会が主じゃったというふうに私自身は判断しております。今回はこうして2年間ほどとにかく私自身がそういう形でやらせていただいたことに対して助役、収入役、教育長が賛同いただいて、そして2年間ほど今やらせていただいておりますけれども、今の状態におきましては、また議員さんも今日、減員で4名減をやられたということも含めて、そういうことを含めて一緒に報酬審議会を持ったらと考えています。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、報酬審議会にゆだねるという判断でよろしいでしょうか。では、こ

の条例を制定されたときに、町長ご自身が17年度、18年度についてはまたそのときになって判断をしたい、こういうふうに思っておりますと。みずからが判断をするという答弁をされているのは撤回をなさるということでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）撤回ではなしに、そのときの今の状況で判断をしてやらせていただく、こういうふうに理解いただきたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、次に移ります。企業立地促進補助制度の創設でございますが、先ほどの答弁では県の制度を活用していくということでございました。私は、海田町で独自に創設をしてはどうかという質問でございます。それはなぜかといいますと、本当に、先ほど初めの質問をさせていただきましたけれども、今、景気が低迷していたときには随分の企業が撤退しておりましたけれども、景気が上向いている。私たちが目の前で見る以上に今、銀行関係は土地を買われる方の融資を随分、また、今から企業を興そうとされる方につきましては積極的な融資を行っているようでございます。また第2期のバブル期が来るのではないかぐらいの様相を呈しているわけです。広島市は急きょ4月21日にこれを創設いたしました。広島市の創設には2カ所ありまして、1カ所は広島西部新都、また駅前の周辺地域と、それ以外の地域で、補助金額とかは違うんですけれども、私はこの広島市の2つの地域以外の地域の補助制度は海田町にも適用できるのではないかと、そんなふうに思っているんです。また、海田町には都市計画税と事業所税がありませんので、広島市ほどメリットはないかもしれませんが、新しく企業を誘致してその人たちを守っているようでも、長い目で見れば、法人税、固定資産税が入って、海田町の収入増につながるのではないかと思うんですけれども、やはり県の制度を活用するしかお考えはないのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この融資制度の問題なんですが、第一、海田町に現在それだけ誘致するような土地がないんです。用地といいますか。例えば坂町に埋め立てをやっておられるとか、広島西部新都は先行投資でたくさんそういうことをつくられた。また、沖の海面埋め立ての問題を含めてかなり先行投資をして企業誘致のそういう施策をやられた。しかしながら、今、海田町を当面見ていただきまして、じゃ、1万坪でもあるか、3,000坪でもどうかというような土地はほとんど町にはないんです。そういう時点からおいて、今

改めてこういう制度を設けんでも、その時点が来れば考えればいいと、私はこういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に、理事職の設置について質問いたします。もちろん一般職で理事に採用されることには何ら問題もございません。しかし、助役の権限移譲と海田町の事務処理決裁規定、町長の職務代理者を定める規定の中には理事という項目が見当たりません。規定も規則も変更しないで理事がその職務ができるという法律の根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）事務処理決裁規定の一部を改正する訓令につきましては、4月28日に公布しておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）4月28日に公布されますと、告示をなされたと思うんですけども、私は掲示板を見ましたが、告示はなされておられませんでしたが、じゃ、今の決裁規定ですか、職務規定ですか、それはどういう扱いになっているのでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）先ほども申しましたように、海田町事務処理決裁規定の一部を改正する訓令につきましては4月28日に公布しておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから、公布されておりましたら、告示をされないといけませんよね。告示条例がございますね。私は掲示板を見に参りました。告示されていなかったんですけども、じゃ、その理由はなぜでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）今、総務課長が申しましたように、28日に告示をいたしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私は無効だと思いますが。

それと、助役の権限をということでございますが、助役は議会の議決を経て助役となります。あくまでも一般職で採用された方は、一般職の理事は助役の権限はできません。今回、東京都の都知事と副知事の問題で随分紛糾して、最後に副知事が辞職をされるようになりました。この経緯は何かといいますと、知事は選挙で選ばれる人でござい

ます。副知事は議会の議決をもって選ばれた人でございます。本来、選挙で選ばれた人と、議会の議決で職務を得た人では、完全に職務権限の差がございます。そういったしますと、今回の助役は議会の議決が要る。一般職の理事は、例を挙げますと、この問題は皆さん記憶に新しいと思うんですけれども、広島市の女性助役を2回、議会に出されましたけれども、2回とも否決になりました。その結果、この女性是一般職の理事という立場で職務につかれましたけれども、あくまでもこの方の理事は企画総務局に配属されたわけなんですけれども、この企画総務局の理事職はちょうど空席でして、広島市の局長級は一般職で、採用に議会の議決は要らないから、この企画総務局の理事として配属されたわけなんですけれども、そうしますと、この方の権限はあくまでも企画局の権限だけなんです。じゃ、助役の権限までこの理事ができるかというと、できないわけですね。そういたしますと、私は町長付理事は何ら違法はないと思うんです。しかし、職務権限と、さっきの告示がされておられません決裁規定ですか、この問題には脱法行為があると思えてならないんです。職員の中からも不平不満が渦巻いていることも承知しております。ですから、助役と理事が、助役の職務を理事ができないという。ですから、告示をされていたらまだいいんです。されておませんでした。私は掲示板を見に参りました。それもしていなかったら、権限がないわけですね。告示されておられませんので。じゃ、告示をされていたと仮定いたしまして、その書類の提出をお願いしますでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）お出しいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この人事問題につきましては町長に権限があるわけでございますので、その規定によって私は決断したというふうに理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私たち議員も町民も海田町の自治体の行政に関しましては全部この例規集の中に則って福祉も受けられますし、すべてのことが行われるんです。この中に理事という項目が一行もないわけですね。一行もないことを町長の裁量でできる。できるのであれば仕方ないんですけれども、ただ、そうなりますと、やはりこれは脱法行為としか言いようがない。その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）けさほどの前田議員のときにも話しましたが、脱法行為とは全然思ってい

ません。私の権限のうちで行わせていただいたものと理解しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、今後、町長の一存で、この例規集にない施策でも可能というとらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）全部が全部そういうことではありませんけれども、その判断にゆだねていただきたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、職権の乱用に当たるのではないのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）職権の乱用にはならないと私は判断しております。それから、西山議員、職員からのいろんな意見というのがあったら、はっきり言ってください。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時40分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第27号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第27号議案、工事請負契約の締結について。石原地内において施工する海田中央第3石原地区污水管新設工事（17-1）1工区の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第27号議案、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第3石原地区污水管新設工事（17-1）1工区でございます。工事場所は海田町石原地内、請負金額は9,975万円でございます。請負者は株式会社鴻治組代表取締役・檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成18年3月30日まででございます。なお、入札結果につきましては資料

2の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料3の工事箇所図の1ページをお願いいたします。この工事は、昨年度に引続き石原地区の污水管を整備するため、県道瀬野船越線内に污水管を布設するものでございます。まず、推進工法による布設区間ですが、平面図には破線の上に桃色、ピンクでお示ししております。推進区間の総延長は約209メートルで、口径250ミリの污水管を185.5メートル、また、口径200ミリの污水管を23.6メートル布設しようとするものでございます。次に、開削工法による布設区間ですが、平面図には黒の実線でお示ししております。開削区間のうち青色、ブルーでお示ししている区間が素掘り工法で、口径200ミリの污水管を153メートル、また、両端の橙色、オレンジ色ですが、この区間が矢板工法で、同じく口径200ミリの污水管を19メートル布設しようとするものでございます。なお、工事期間中の一般車両等の通行につきましては、ほとんどの場合は片側通行で施工いたしますが、一時期、全面通行をお願いすることもございます。工事中は付近の皆様方にはいろいろとご迷惑をおかけすることになりますけれども、ご理解とご協力をいただきながら安全を期して工事を進めてまいりたいと考えております。2ページには標準的な断面図をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）若干2点ほど質疑いたします。これは、試掘はボーリング調査か何かはされましたか。それをまず1つ。

○議長（原田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）ボーリングにつきましては、この区間で3カ所やっております。試掘は今、7カ所やっております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃ、それだけやられたら多分変更はないと思いますが、私は、斎木さんらでも知っておられますが、あそこは上から崩れたところで、物すごい大きな転石がありますよ、掘ってみて。そういうことを十分考慮の上、今、試掘した、ボーリング調査されたか云々聞いておりますが、随分近所は工事して、ちょっと掘ったら物すご

い石があるんですよ、実際に言うて。そういうことを考慮されてこれは計画されたかどうか、それを。

○議長（原田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）昨年の例もありますので、非常に難渋いたしましたので、ここにつきましては、それは考慮しながら設計をしております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第28号議案、広島県市町職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、広島県市町職員退職手当組合理約の変更について。市町村合併により構成団体が減少したことなどに伴い、広島県市町職員退職手当組合理約を変更するものでございます。内容については担当者から説明をさせます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）第28号議案、広島県市町職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。議案書の10ページをお開きください。また、あわせて資料4の「広島県市町職員退職手当組合理約新旧対照表」をお出しください。今回の改正は、市町合併により構成団体が大幅に減少したことに伴い、議会議員の定数及び選挙の方法等を見直すこと、及び従前から組合を組織していた団体の市町合併に伴う脱退がありますので、組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

規約改正の内容でございますが、まず、第2条中ではございますが、別表第2を削ることから、「別表第1」を「別表」に改めるものでございます。次に、第5条の組合の議会

の組織及び選挙の方法に関する事項でございますが、これまでの組合議員定数を19名から12名に改め、その選出する構成を、組合を組織する市長及び町長からそれぞれ3名ずつ、市議会の議長及び町議会の議長からそれぞれ3名ずつとし、選出方法も、これまでの市町の長にありましては選挙区ごとの互選、広島県町村議会議長会理事の中からの互選から、組合を構成する市町の長と、市及び町議会の議長がそれぞれ互選をする方法に改めるものでございます。また、第6条関係でございますが、組合議員の任期を2年から4年に改めるものでございます。次に、組合の執行機関の組織及び選任の方法、第9条でございますが、これまでの副組合長3名を1人とし、組合長、副組合長、収入役をそれぞれ1人とするものでございます。また、組合長、副組合長は、組合議員のうちから議会の選挙で選出されておりましたが、組合を構成する市町の長から選挙することとし、組合議員との兼職をできないこととするものでございます。次に、組合長及び副組合長の任期、第9条の2でございますが、組合長、副組合長が組合市町の長になることから、任期をそれぞれの市町の長の任期とするものでございます。次に、監査委員の任期、第11条でございますが、議員と同様に任期を2年から4年とするものでございます。

次に、別表の改正でございますが、別表第2の市町の長にかかわる組合議員の選挙区がなくなることから、「別表第1」を「別表」とし、市町合併による構成団体の変更といたしまして、佐伯郡湯来町は平成17年4月25日に広島市との合併により脱退したため、これを削ること、御調郡御調町が平成17年3月28日に尾道市と合併したことにより脱退したため、御調郡の項を削ること、甲奴郡総領町、比婆郡口和町、高野町、東城町、比和町、西城町が平成17年3月31日に庄原市を設置したことに伴い脱退したため、甲奴郡、比婆郡の項を削ること、豊田地方税整理組合が平成17年3月31日に組合を解散したことに伴い脱退したため、削ること、庄原市外5カ町連合衛生施設組合が平成17年3月31日に解散したことに伴い脱退したため、削るもので、それぞれ別表の整理を行ったものでございます。今回の規約改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、6市19町17一部事務組合の計42団体から、6市11町15一部事務組合の計32団体になるものでございます。

次に、附則の関係でございますが、この改正規約は、広島県知事の許可のあった日から施行するものでございます。また、この改正規約の施行の際、現に組合議員、組合長、副組合長の職にある者は、この改正規約施行の際にその職を失うものでございます。また、監査委員の任期の始期につきましては、改正前の規約により選任された日からこれ

を起算するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第29号議案、広島県市町公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第29号議案、広島県市町公務災害補償組合規約の変更について。市町村合併により構成団体が減少したことなどに伴い、広島県市町公務災害補償組合規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）第29号議案、広島県市町公務災害補償組合規約の変更についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。また、あわせて資料5の「広島県市町公務災害補償組合規約新旧対照表」をお出しく下さい。今回の改正は、組合議員、監査委員の任期を見直すこと、及び市町合併等により構成団体が脱退したことに伴い規約を改正することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

規約改正の内容でございますが、第6条の組合議員の任期、第11条の監査委員の任期を、これまでの任期2年から4年に改めるものでございます。次に、市町合併に伴う構成団体の変更といたしまして、佐伯郡湯来町が平成17年4月25日に広島市と合併したことにより脱退したため、これを削ること、御調郡御調町、向島町が平成17年3月28日に尾道市と合併したことにより脱退したため、御調郡の項を削ること、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、東城町、口和町、高野町、比和町が平成17年3月31日に庄原市を設置した

ことにより脱退したため、甲奴郡の項及び比婆郡の項を削ること、豊田地方税整理組合が平成17年3月31日に解散したことにより脱退したため、これを削るもので、それぞれ別表の整理を行ったものでございます。今回の規約改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、7市22町18一部事務組合の計47団体から、7市13町17一部事務組合の計37団体となるものでございます。

次に、附則の関係でございますが、この改正規約は、県知事の許可のあった日から施行するものでございます。また、この改正規約の施行の際、現に議会の議員及び監査委員の任期の始期は、改正前の規約により推薦された日または選任された日からそれぞれ起算されるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第30号議案、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表が法律で義務化されたことにより、公表に関する必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、第30号議案、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の13ページをお出してください。まず、第1条のこの条例の趣旨でございますが、本町ではこれまで11月広報で職員の給与、定

員管理の状況を住民の皆様にお知らせしておりましたが、地方公務員法の一部が改正され、新たに第58条の2が追加され、条例を定めた上で人事行政の運営状況の公表をすることが義務化されたことに伴いまして、その公表する内容、公表の時期、公表の方法を定めるため、条例を整備するものでございます。次に、第2条、報告の時期でございますが、各任命権者は毎年8月末までに町長に対し人事行政の運営の状況を報告するようにするものでございます。次に、第3条、報告事項でございますが、報告の事項といたしましては、職員の採用、退職に係る職員の任免状況、職員の定員などの、職員数に関する状況、職員の人件費や各手当の内容、平均給与、平均年齢等の、職員の給与に関する状況、職員の勤務時間や年次有給休暇の取得、時間外勤務状況など、その他の勤務条件に関する状況、職員の長期療養に係る休職などの分限処分や、不法行為に係る懲戒処分の状況、公益法人等への派遣に係る職員の服務の状況、職員の研修の実施状況や勤務評定の実施状況及びその活用状況、職員の福利厚生に係る職員の福祉及び利益の保護の状況、その他町長が必要と認める事項などでございます。次に、第4条の公表の時期でございますが、町長は任命権者から報告、広島県人事委員会の報告を受けたときは、その内容を取りまとめ、任命権者からの報告についてはその概要を、広島県人事委員会からの報告につきましてはその内容を毎年11月末までに公表するものでございます。次に、第5条、公表の方法でございますが、町広報、海田町公告式条例に基づく掲示場、役場備えつけによる閲覧、町ホームページを活用しながら、それぞれ公表をするものでございます。なお、公告式条例に定める町内掲示場の位置は、役場、つくも保育所、図書館、海田東公民館の4カ所でございます。次に、委任規定でございますが、この条例を施行するに当たって必要な事項は町長が定めるものでございます。この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）確認の意味で2点ばかりお願いします。第5条、ここに第1号から第4号まで方法が書いてあるわけですがけれども、これは4つが必要かつ十分条件で、4つが全部なされていないとだめなのかどうか。1つでも欠けたらだめなのかどうか。

それと、第6条、この施行に関し必要な事項というのはどんなことを想定されていますか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、第5条の掲げておる4つの事項がそれぞれ絶対条件かという内容だと思いますけれども、これはそうではなくて、いろんな方法を活用しながら住民の皆様にも人事行政のあり方を公表していくものでございますので、欠けたからといって、それが効力がないとか、あるとかということではございません。

それから、第6条の関係の委任の関係でございますが、公表の方法、公表時期等の中で、ここに掲げてある以外の中で公表する方法も将来出てくる場合もあるかと思えます。そこら辺を踏まえた上で弾力的な条項として、町長が必要な事項を定めることを定めたものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）第5条では、だから、このうちのどれか1つ、方法として取り上げておけばいいという、そういうように解釈していいんですね。だから、4つじゃなくて、例えばインターネットの部分ができなけりゃ、それはもうそれでもいいんだという。要するに、4つすべてこの方法が網羅されていないと公表したことにならないのかどうか、それが1つ。念押しです。

それと、なぜ第6条の委任の条項で必要な事項と質問したのか、その理由は、公表の期間ですよね。期間なんかは適当なときに外したりするんでしょう。そういうようなことは決められるのかどうかということが聞きたかったわけです。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）公表の方法につきましては、4点ほど掲げておりますが、この方法で公表していくということでございます。1点でも当てはまれば公表したことになるのかというご質問だと思いますけれども、これは、そのうちの1点だけをやっていくというわけではなくて、4つとも実施をしていくというものでございます。全部一緒にやっていくということでございます。

それと、第6条の関係の委任事項ですが、確かに議員ご指摘のように、公表する期間を定めておりませんので、そこらあたりは整理していきたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第31号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）それでは、第31号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の改正は、市町村と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している基金または指定法人から市町村に支払われる退職報償金の額を規定している消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、今年の4月1日に施行されたことに伴い、町から退職消防団員に支払う退職報償金の金額を定めた海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表の退職報償金支給額表をこれに準じて改正するものでございます。

資料6をご覧ください。「海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表」でございます。今回の改正は、勤務年数が10年以上15年未満の分団長で26万4,000円を26万6,000円に、同じく勤務年数が20年以上25年未満の部長及び班長で38万4,000円を38万6,000円に改正するなど、退職報償金支給額表のうち、分団長、副分団長、部長及び班長の3つの階級で、勤続年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満及び20年以上25年未満の3つの区分、合わせて9区分における退職報償金の支給額をそれぞれ2,000円ずつ引き上げて消防団員の待遇の改善を図るものでございます。これまで、非常

勤消防団員に係る退職報償金の支給額の改定はすべての階級、勤務年数区分を一律に引き上げることが多くありましたが、今回、特定の階層に限って改定した理由につきまして、施行令の改正を行った消防庁に問い合わせたところ、地域防災の中核を担う消防団員の待遇については手厚く対処したいが、昨今の経済状況を考慮した場合、全階級の退職報償金を引き上げることに理解を得がたいので、消防団員としてリーダーシップをとって活動している中堅層の団員に限定して引き上げを行ったということでございました。なお、この改正を行った9区分の平均改定率は0.6%となっております。

次に、議案の15ページをお開きください。この条例の附則でございますが、附則1は、この条例の施行期日を公布の日と定めております。附則の2は、改正後の別表の規定は平成17年4月1日以後の退職者について適用することを定めております。また、附則3は経過措置を定めているもので、改正後の規定の適用を受ける消防団員について、4月1日から施行の日の前日までに、改正前の規定に基づき既に支給された退職報償金の額は内払いとみなすことを規定しているものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず最初に、これは出席というか、出勤回数、このように言う方がいいか、緊急時あるいは訓練等を含めて年間それなりの、要するにその年によって違うと思うんですが、緊急事態が多ければ出勤回数が当然多くなるわけですが、その1つの基準日として、何回以上出た者でないとこれは適用しないとか、わかりやすく言うと、一日も出ない、あるいは過去二、三年にわたって一度も出ていない、出勤していない、こういう人も含めて全部適用するのかどうか、こういうことがまず1つ。

2つ目には、今何か知らんけれども、公務災害補償何やらの施行令に基づいて値上げをする、こういうことなんですが、当然恐らく、それに基づいたとしても、町の負担分というか、そういう割り当て分があるんだろうと思うんですけれども、そこらのところで、これの脱退というのか、いつまでもそれにひっついておらにやいかんのかということで、あわせて、これが毎年のように出てくるような気がするんです。なぜそこまで上げていく必要があるのかどうか。

それで、若干趣旨から外れるかもわからないのですが、過去、本会議では言うてないと思うんだが、委員会等と言うておると思うが、このいわゆる自治消防は廃止してもいい

んじゃないかということは何回も言うておるんですが、どうも要らんものに、軽自動車の消防車にしても相当な台数があるわけだよね。あれがもし地区消防にでもやったら相当の機動力を発揮するんだが、全く自治消防では宝の持ちぐされみたいなままよね。ほうっておいても、時間がたてば古くなって、毎年か何ぼか、整備だけはせにゃならん、いつ何があるやらからんということで、莫大な金が必要と思うが、趣旨から外れるからあれですが、今日にあしたにとは言わんが、廃止の方向を考えるあれはないのかというのを。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）それでは、ただいまの質問にお答えいたします。まず一番最初の、出勤回数の少ない消防団員に対してもこの退職報償金云々を適用するのかということですが、退職報償金の支給の制限というのがこの条例の中にありまして、勤務成績が特に不良であった者に対しては退職報償金を支払わないという規定がございます。これに該当するようであれば支給の制限がかかるということになっております。

それから、今回、改正がたびたび行われるんですけれども、現在うちが今の退職報償金の支給について基金と契約を結んでいるんですが、それに対して基金を代替するという考えはないかという点でございますが、これは法律の中で、市町村は消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金または指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結しなければならないという条項がありますので、基金または指定法人との契約を結ぶ必要があるということでございます。

それから、最後に、消防団員は必要なのかという点でございますが、市町村は消防組織法第9条の規定に基づき消防事務を処理するため、消防本部、消防署及び消防団の全部または一部を設けなければならないことになっております。海田町はこれに基づき、一部事務組合である海田地区消防で消防本部と消防署を、町独自で消防団を設置しております。常備消防が整備されている状況での消防団の存在意義についてでございますが、小規模な建物火災におきましては、常備消防の消火活動の支援や周辺交通整理及び残火処理、さらに大規模な災害や林野火災等での存在意義は大変大きいものであると認識しております。全国では何市か消防団を持たないというところもあるようですが、全国で6市ございますが、最近の情報では、その6市につきましても消防団を、先ほど言いました大規模な地震などの災害時における消防団の役割の重要性などを考慮して、今後結成していく方向で考えておられるという情報が入ってきております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）続いて、今、出勤率の悪い人はチェックしてそれなりにやっておる、こういうことですが、その出勤の悪い人については、いわゆる退職というのか、辞職というのか、どういふのかわからんですが、その勧告というのか、そういうことを行っているのかどうか。

あわせて、そういうことで欠員が出りや、また募集はせにゃならんということで、6市が何とかでまた設置の方向にあるということですが、実際、例えば今、たった今、火事が起きたとして、自治消防は何人出勤できるかな。約200何名おると言うたかな。恐らく2人、3人出れりゃいい方じゃないか。私に言わせたら、意味がないと思うんです。それよりも、自治消防にかかる年間予算の例えば10%でも地区消防にやった方がよっぽど機動力を出すんだよね。この辺の若干考え方が違うんだけど、あんまり本題とされるからあれだが、値上げ、値上げと言うて、勧告じゃ、理解が得られないから真ん中だけ値上げしましたと。この時代に値上げすりゃ理解は得られんというのは、そこで文句を言いよるわけじゃから、もう1回ここの出席率の悪い人の退職勧告を含めて、よその6自治体がやるから、うちも引続きやらにゃならんとか、今の定数に対してどれだけ満たしておるのか、要するに充足率というのか、ここらを聞きたい。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）まず、出勤率の悪い団員についてですが、これは毎年度ごとにすべての団員の出勤率を出しております。特に出勤率の悪い団員については、消防団長もしくは分団長が指導することとしております。また、そのような状態が続くようであれば、当然退団の勧告を行っております。

それから、消防団の建物火災等の出勤でございますが、昨年度、合計3回ほど火災がありまして、出勤しております。大体20名から30名、多いときで40名程度の消防団員の出勤となっております。それと、現在の定数ですが、125の定数に対して、この4月1日現在で113人になっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。資料の6を見まして、よくよくどこが変わっているのかなとじっとながめたんですけれども、今説明がありましたように、特定階層に限って、中堅層ということなんですけれども、どこに限って、この子は要る子、この子は要らん子じゃないんですから、特定階層の9こまに関して2,000円ずつ上がっているんですね。

この上げ方が奇妙に思うんですけれども、特定階層に限って、中堅層ということなんですけれども、いつもこういう上がり方をするのか、どうなんですか。真ん中だけというのも、私はぱっと見て奇妙に思うんですが、もう一度説明を。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）今回、昨年度までは大体全階級、全勤務年数区分について一律に上がっているような状況が続いておりましたが、今回は、先ほどもご説明いたしましたように、消防団の中でリーダーシップをとって実際に活動の中心となっておられる中間層、分団長、副分団長、あるいは部長及び班長という部分の階級の10年以上25年未満の勤務年数の部分だけを上げてきたということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、第32号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第2号）。平成17年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、高齢者住宅整備資金貸付金などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,314万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,381万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第32号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしています資料7の平成17年度補正予算説明書に従いまして、歳出の方からご説明いたしま

す。資料7の方をお願いいたします。

それでは、2ページをお願いいたします。2ページから12ページにかけましての給料、職員手当等、共済費につきましては、4月以降の人事異動などに伴う増減であります。ご説明につきましては、給料、職手、共済費を除いた費目についてご説明させていただきます。

それでは、2ページの下段の総務費の徴税費の賦課徴収費の報償費につきましては、口座振替促進に伴う報奨品として図書カードを交付しておりますけれども、口座振替申込者の増加に伴い、700件分、35万円を増額するものでございます。次に、3ページの総務費の戸籍住民基本台帳費の賃金につきましては、人事異動により正職員が1名減員となり、住民票交付事務等に支障を来すため、4月から臨時職員を雇用したことに伴い、91万9,000円を増額するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの民生費の老人福祉費の貸付金につきましては、高齢者住宅整備資金の貸し付け1件、420万円の申請が見込まれることから、当初予算で予算計上しておりました存目の1,000円を差引き、419万9,000円を増額するものでございます。次に、5ページでございますけれども、5ページの民生費の児童福祉費の保育所費の賃金につきましては、保育士の産休、育児休暇の開始に伴い、臨時職員を採用したことにより164万5,000円を増額するものでございます。

次に、下段の衛生費の保健衛生費の環境衛生費の賃金につきましては、人事異動等に伴い、事務料の増加などに対応するため、臨時職員を雇用したことにより91万9,000円を増額するものでございます。6ページをお願いいたします。6ページの上段でありますけれども、環境衛生費の需用費から工事請負費につきましては、海田市駅南口公衆便所の浄化槽が老朽化し、機能の劣化が見受けられたため、公共下水道への接続をする費用として、需用費につきましては下水道使用料としての光熱費として8万円を、役務費につきましては浄化層の清掃費用として15万2,000円、工事請負費につきましては下水道への接続工事費として250万円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの都市計画費の都市計画総務費の繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計の人事異動に伴う人件費の減額に伴い、公共下水道事業特別会計への繰出金として171万2,000円を減額するものでございます。

次に、9ページの消防費の非常備消防費の報償費につきましては、消防団員5名の退団に伴う消防団員退職報償金として100万円を増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の事務局費の賃金につきましては、人事異動により、4月から中学校デリバリー給食を実施するための臨時栄養士が必要になったため、68万9,000円を増額するものでございます。10ページをお願いいたします。10ページの上段ですが、小学校費の学校管理費の賃金につきましては、4月から海田西小学校に障害児学級が1学級増加したことに伴い、障害児介助員1名を新たに雇用したことによる132万6,000円を増額でございます。次に、中学校費の学校管理費の賃金につきましては、海田中学校の障害児学級に入る予定をしておりました生徒が普通学級に入ったことによりまして、障害児介助員賃金として132万6,000円を減額するものでございます。次に、11ページのふるさと館費の賃金につきましては、4月から管理運営方法の変更により、常勤職員を引き揚げたことに伴い、新たに臨時職員を雇用したことによる賃金として145万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。1ページの最初の繰越金につきましては、歳出の財源手当を行うため、前年度繰越金1,794万9,000円を増額するものでございます。次に、諸収入の雑入の消防団退職報償金受け入れ金につきましては、今年度新たに退団する5名の消防団員の退職報償金として100万円を増額するものでございます。次に、町債の民生費の福祉住宅整備資金貸付事業債につきましては、高齢者住宅整備資金の貸し付け事業に伴う負債として420万円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。32号議案をお願いいたします。まず、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,314万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,381万6,000円とするものでございます。また、あわせて地方債の補正を行うものでございます。議案の4ページをお願いいたします。「第2表 地方債補正」でございますが、1件の追加を計上しております。内容につきましては歳入のところでご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。以上で、平成17年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○7番（多田）2ページの総務費の一般管理費で給料が2,500万増額になっておりますが、この内訳を教えてください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）総務費に係る人件費の増額分でございますが、まず、当初予定しておりましたより部長級が1名増えたこと、それから、当初予算の積算の中で総務費関係の職員が1名減員できるのではないかとこの予測をしておりましたが、人事配置の結果、これができなかったことによる増員が1名、それから、広島県の県税の税務局の方へ1名滞納処理の研修をさせるということになりましたので、これを総務課付等をしております。それと、年度末に復帰ができると思っておりました休職しておる職員がおりますけれども、これが休職の期間を延長せざるを得ないという状況もありまして、これを総務課付としたものでございます。それから、同じく年度末に復帰予定の育児休業者がおりましたけれども、これが1年間さらに延長されたということもありまして、これも総務課付としたものでございます。それと、町民サービス室を1名増強しておりますので、それに伴う増員分がこちらの方に上がってきておる状況でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。斎木議員。

○8番（斎木）8番、斎木ですが、アウトソーシングについての質問ですが、私もぼやっとしておったんじゃが、町長なり教育委員会がゼロの答弁じゃったね。どのように進行しておるか。私のところにあるふるさと館について、本年度の17年度の予算計上をして6月にぱっとパートに切りかえておるんですね。当然ああいう立派なふるさと館については海田町にとっては大切なことなんです。それを常勤をパートに切りかえて6月でぱっと切りましたと言うてね。17年度があれだけ審議した中で、本当に簡単に軽率にパートに切りかえておる。民間委託すりゃ、海田町にはふるさと館は必要なんですよ、歴史から。そういう点について、いとも簡単にパートに切りかえて、あそこをどのように活用するかということもないから、これを質問するんですが、一体どういうことでそういう、また、民間に委託したらもっとよくなると思うんですが、パートに切りかえたらますますだめになる。そこらの点について質疑したいと思いますので、お答え願いたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ふるさと館の件につきましては、過去に議会の方でもいろいろと審議をしていただいた中で、私は今回パートに切りかえたということは、かなりその道に精通する方にパートをお願いしたということから、今回、また今度は指定管理の問題にかかってくると思いますが、その間までぜひそのままやっていただきたい、経費節減のもとでやらせていただきました。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）再度、教育委員会も教育長ばかりが答弁せずに、やはり立派な教育部長がおる、課長もおるんだよ。あんた1人が何もかも言うから、こういう細かいことが誤解したり何かになるんだから。そういう点について、今、町長の答弁について、専門家のパートということだから、ますますよくなると思いますので、期待しておりますから、この点の質問は終わります。以上です。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）私も同じところなんですけれども、月曜日に電話して、出なかったのも、確か2月のときには、ふるさと館ですね、11ページ、審議して予算もちゃんととったはずなので、素早い対応というか、節減という面では早かったわけなんですけれども、さっき斎木議員が言われるように、臨職とか、運営の面でやはり建物はいいんですね。それで、企画もそういう面でふるさとには好きですし、してほしいと思うんですけれども、もう一度、見通しはどうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、臨時でお願いしておるんでございますが、館長は教育委員会の生涯学習の方に常時待機して、いつでもできるように体制を持っていまして、必要に応じて応援体制をとってそういうことに間に合わすように考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第33号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、4月に実施した人事異動に伴う人件費の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,982万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第33号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料9の補正予算説明書の1ページをご覧くださいと思います。まず、歳入でございますが、職員給与費の減額に伴いまして一般会計繰入金を171万2,000円減額いたしております。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の一般管理費を171万2,000円減額するものでございます。これは、人事異動によりまして給料を63万6,000円、職員手当等を89万円、共済費を18万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

それでは、第33号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,982万1,000円とするものでございます。簡単でございますが、以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第34号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第34号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）。平成17

年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等により人件費を減額補正するもので、収益的支出を1,065万7,000円減額し、事業費用総額を4億4,668万4,000円とし、また、資本的支出を207万3,000円減額し、資本的支出総額を1億7,731万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第34号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料10の1ページをお願いいたします。水道事業費用の営業費用でございますが、人事異動等による人件費の補正をいたしております。配水及び給水費を676万5,000円、総係費を389万2,000円減額いたしております。続きまして、資本的支出でございますが、建設改良費の配水設備整備費を207万3,000円減額いたしております。これも人事異動等によるものでございます。なお、2ページには資金計画を、3ページ、4ページに補正後の予定貸借対照表を掲載いたしております。また、次ページ以降には基礎資料の補正予算説明書をお示ししております。ご参照いただきたいと思っております。

次に、第34号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成17年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、事業費用を1,065万7,000円減額いたしまして4億4,668万4,000円とし、また、補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的支出を207万3,000円減額いたしまして1億7,731万5,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的支出額及び資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額並びに建設改良積立金をそれぞれ207万3,000円減額するものでございます。次に、補正予算書第4条の予算第6条に定めた経費の金額、職員給与費を1,273万円減額いたしまして8,990万3,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。派遣内容は、お手元に配付いたしているとおりでございます。本件については、会議規則第111条第1項の規定により議会の議決で決定するものです。お諮りいたします。

議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり派遣することに決定いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、平成17年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時16分 閉会